

平成28年6月14日（火曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

平成28年第2回松島町議会定例会会議録(第3号)

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

教 育 次 長	櫻 井 光 之 君
教 育 課 長	本 間 澄 江 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議員提案第 2 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について (提案説明)

〃 第 3 議員提案第 3 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について (提案説明)

〃 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。塩竈市[REDACTED]さん外
4名でございます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番太齋雅一議員、10番色川晴夫議員を指名いたします。

日程第2 議員提案第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその
危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意
見書について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第2、議員提案第2号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防
及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について（提案説明）を
議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から説明を求めます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） それでは、議員提案第2号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防
及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について提出理由のご説
明を申し上げます。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいはむち打ち型
損傷後に発生することがあります。誰もが日常の活動中に受傷し、治療を必要とする重篤な
症状を引き起こす可能性があります。

脳しんとうの症状は、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい等、複雑かつ多彩であり、す
ぐに始まることもあれば、損傷後、数時間、数日、数週間あるいは数カ月後に発症すること
もあります。

よって、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓
口などの設置を求めるため、国及び政府に対して意見書を提出するものであります。以上で

す。

○議長（片山正弘君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第3 議員提案第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める
意見書について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第3、議員提案第3号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者から説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋であります。

議員提案第3号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について提出理由の説明を申し上げます。

唯一戦争の被爆国として、核兵器のない世界の実現のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府に求められているのは、生きているうちに核兵器の廃絶を、との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるための決断と行動にあります。

世界には、まだ1万5,000発以上の核兵器が存在し、核兵器のない世界の平和と安全は達成されておられません。日本政府は、核保有国に対し、核兵器の全面禁止への具体的プロセスに踏み切るよう求めるべきです。

日本政府は、2015年の核兵器不拡散条約（NPT）の再検討会議において、いかなる状況下でも核兵器を決して二度と使わないようにすることが人類の生存のためになるとした共同声明に名を連ねており、その実現に向けて核抑止力、いわゆる核の傘に依存した安全保障政策から脱却し、核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める国々との対話と協力のためのイニシアチブを発揮するよう要望するため、政府に対して意見書を提出するものであります。以上です。

○議長（片山正弘君） 提案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第4 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第4、一般質問に入ります。

通告の順序に沿いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問を願います。

8番今野 章議員。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。おはようございます。

久々にトップの質問者ということになりまして、多少緊張しておりますが、通告させていただいております3点について、順番に質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

質問の内容につきましては、もう既に通告しておりますとおりでございますので、まず最初に通告文を読ませていただきたいと思います。

まず、1問目の質問でございますけれども、避難道路整備（光陽台）に関連してということでございます。

光陽台から松島高校の南側を経て迎山に抜ける避難道路の整備が始まりましたが、せっかく大きくなり綺麗な花を咲かせるようになった桜の木がばつさりと切られてしまったことに残念がっている町民の皆さんもいます。立派な木になるまでには時間もかかることから、移植等は考えられなかったのかと、こう考えられる町民の方々も多いということでございます。学校側との協議状況あるいは今後の対応などについて、最初にお伺ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの今野議員の質問に対して答弁させていただきます。

光陽台から松島高校の南側を経て迎山に抜ける避難道路整備につきましては、道路幅員8メートル等の整備を行いますが、道路にかかる桜につきましては、宮城県及び松島高校と移植の協議を行いましたが、宮城県側より伐採の話があり伐採することになったものであります。

なお、詳しい内容等につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 光陽台から松島高校の南側を経て迎山に抜ける避難道路整備につきましては、現在の階段を撤去いたしまして拡幅整備するものであります。この路線全体の道路付近につきましては6メートルで計画しておりますが、児童・生徒、地域住民の通行が多いことから、松島高校前の区間につきましては歩道の設置を行い、幅員8メートルで避難道路整備を行う計画でありまして、現在の階段脇ののり面部分まで道路になる計画となり、のり面内にある桜が支障となるものであります。

樹木及び工作物の補償契約につきましては、宮城県教育庁施設整備課及び松島高校と協議を行いまして、補償協定を締結しております。協定の内容につきましては、町の工事により補償物件の移設などを全て行うとしておりまして、工事が昨年12月の議決をいただきまして契約となりましたことから、移植について、再度、宮城県と協議したところ、桜は直径40センチから50センチ、あと高さが5.5メートルと大きいものになっておりましたので移植困難、あ

と移植後も枯れるおそれもありましたことから、宮城県側より伐採してほしいと話がありまして、やむを得ず伐採する結果となったものであります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうしますと、町側が協議もなしにやったのではなくて、むしろ宮城県側からの要請に基づいて行ったということになるわけですね。

せっかく花を咲かせるようになったということで、これは県がどう考えているかということもあるんでしょうけれども、高校の中に改めて、そういう植栽等をするという計画にはなっていないのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今、道路にかかる分の植樹関係につきましては、今回、全て伐採させていただきました。道路で学校用地も少なくなる、今回、階段の部分と階段から下りた砂利道になっている部分も少し広げますけれども、その部分につきましては、学校用地も減りまして植栽する箇所がなくなっているというのが実情であります。もしくは、植栽する箇所がありまして、この辺に何らかの植樹をしていただきたいというのであれば、学校側と協議してまいりましてやっていきたいとは思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、学校から改めて用地の状況を見ながら、要請があれば町側として植栽をするということではよろしいですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） はい、そう考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それでは、2点目ではありますが、それで避難道路が整備されていくということで、先ほどのお話をお聞きしますと、現在の行きどまりの光陽台の道路が松島高校の用地とぶつかる、そこから階段のところを下がって迎山に抜けていくということになるわけですが、いわゆる新たに道路が形成される部分については、8メートルの幅員を確保して歩道もつけるというお話かと思うのでありますが、そこに至るまでの道路、やはり幅員が多分6メートルちょうどぐらいしかないのかなと思っておりますけれども、車がすれ違えますと、歩いている人たちというのは本当によけざるを得ないという状況もあるのかなとひとつ思っています。

特に、磯崎方面、高城方面あるいは手樽の子供たちもあそこを通ったりする子がいるのかな

と思うんですが、現在は迎山と町東一の間の道路を通行しているわけでありますが、この道路ができますと非常に通行の距離としては短くなるのかなと思いますので、こちらを利用する高校生であるとか、あるいは中学生もこの道路を利用するケースがふえていくのではないかと私は思っているんです。

そういう意味でいうと、新たに形成される幅員8メートルは一定程度の安全対策が講じられるということになるわけでありますが、現在の光陽台の道路については、相当注意をしないと危険を伴うのかなという気がしておりますが、その辺についての安全対策というものについてどう考えておられるのか、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、松島高校の前の区間の安全対策になりますけれども、今回の避難道路整備では、先ほどお話ししましたが、階段がなくなりまして、坂道で車の通行も可能となります。車の通行が可能となりますので、この部分につきましては車道と歩道を分離する形で歩道の設置を行っていきたいと考えております。これは、用地買収時に松島高校さん側といろいろ協議を重ねた結果、裏からの入り口も一旦考えたんですけれども、正門から入らなきゃだめだという結果になりまして、歩行者を安全に通すために歩道を設置するという形になっております。

歩道の形状につきましては、今、松高の前の道路になりますけれども、半分整備となっておりますが、ああいったような分離する車道境界ブロック、縁石と、あとプラス、境界ブロックのところにガードパイプを設置いたしまして、車が飛び込まないような対策を進めていきたいと思っております。

あと、光陽台の中の道路につきましては、今現在もう6メートルありまして、拡幅をする計画ではありません。歩道も設置する計画ではありませんが、こちらの避難道路整備で6メートルの間に路肩1メートルを残して外側線、白い白線を引くような形になりますので、白線の中を歩いていくという路面の表示で安全対策を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

本当に安全に通行を子供たちができるかどうかということが1つ問題かなと思っております。特に、高校生があそこはいっぱい歩くわけでありますが、私は、中学生なども今後は多分ふえるだろうなと思っているものですから、その点では、学校側でのそういう歩行上の安全対

策といいますか注意喚起といいますか、そういうことなども実際には必要になってくるのかなと思うのですが、学校側としてその辺どう考えておられるのか、お聞きしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 学校としましては、PTAとも相談していきながら年1回安全パトロールをやっていますけれども、今回の完成形の道路を見た上で、通学路としてそこを廃止すべきなのかどうなのかという考え方に立って子供たちに対しては指導していかなければならないと思いますので、今、建設課長から話があったように、路面表示またはカーブミラー、そういったもので安全確保ができるのかどうか、その辺も確認しながら、あとは一番問題なのは車の交通量がどれだけ変化していくのか。この辺を見定めて、一番はPTAと学校長と一緒に話合いをしていきたいと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっと最初の質問で忘れていましたけれども、階段のところ、坂道になるんですが、坂道の距離というのはどのぐらいになるのか。どうしても冬場の凍結時のスリップとか、そういうことも懸念されますので、そういうことに対する対応も含めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 坂道につきましては、光陽台の上の道路と下の砂利道の部分の高さの落差が約3.5メートルぐらいあります。あと、坂道の延長につきましては43メートルになりまして、道路勾配が約8.5%ぐらいになる予定です。滑りどめ対策になりますけれども、滑りどめ用のアスファルト合材を施工時に使いたいと思っております。歩道につきましては、滑りどめの予定は今のところは計画ございません。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 勾配としては8.5というと結構な勾配なのかなと思うんですが、ぜひ滑って転んだりとか、あるいは通行する車両がそういうことで事故が起きたりということがないような対策を講じていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、2つ目に移らせていただきます。

2つ目につきましては、エレベーターの設置はいつごろかということでもありますけれども、松島駅、それから松島海岸駅へのエレベーターの早期設置ということが望まれているわけがあります。この間、エレベーターの設置については、いろいろな方々が私を含めて質問され

ているわけでありますが、たしか28年度に松島駅のエレベーターを設置していこうというのがこれまでに示されている中身だったのかなと思っております。この間、櫻井町長になってから、駅のエレベーターがだめになったんだとしゃと、できなくなったんだとしゃと、こういう話が町中でまことしやかに語れるということがどうもあるようなんです。

そういうことで、私は、エレベーター設置については震災の関係もあって設置時期がおくれているのではないかというお話もしているのですが、非常になくなったということを知っていて、もうできないんですかと、こういうことで心配されている方々がいるわけでありませう。

それで、ぜひ、駅エレベーターの設置に向けた町の取り組み、現在はどのようになっているのか、設置時期あるいは費用の負担の関係、それぞれの駅についてお知らせいただければと思うわけでありませうので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） エレベーターについて、まず冒頭に、このごろエレベーターができなくなったという話が出てきたということが聞こえてきたということに対して、ちょっと自分としては憤慨しているのであります。何で3月総括質疑とか一般質問等であれだけ出てあれだけ答弁されていて出てくるのかなと思ひながら、話を聞いておりました。

松島駅及び松島海岸駅につきましては、町民や観光客の皆様が利用する日常生活及び観光の拠点駅でありまして、エレベーター設置等による両駅のバリアフリー化は町の重要課題の1つとして私は認識しており、実現に向けた取り組みを積極的に行っているところであります。

エレベーター設置等によるバリアフリー化の事業化を直接JR東日本仙台支社長に要望するとともに、継続的な取り組みとして仙石線整備促進期成同盟会や宮城県鉄道整備促進期成同盟会において、JR東日本に対し、バリアフリー化の早期実現を強く要望しているところであります。

バリアフリー化の事業は多額であることから、宮城県や国の支援が不可欠でありますので、宮城県町村会として国への支援要望や塩釜地区広域行政連絡協議会として宮城県知事へ整備促進の取り組みを要望しているほか、宮城県土木局や企画部総合交通対策課に対して、機会あるごとに支援をお願いしているところであります。

去る5月24日には、国土交通省へ赴きまして、土井 亨国土交通副大臣と伊藤信太郎衆議院議員へ国の観光関連予算の活用も含めた財政支援について要望してきたところであり、副大臣より乗降客数の基準の問題は運用上の1つの目安であって絶対的な条件ではないと、観光

関連の予算活用も視野に入れて検討していくとの回答を得ておりますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

費用負担等の事業化の見通し状況につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 費用負担等の状況など、事業化の見通しについてご説明いたします。

松島駅のバリアフリー化先行整備について、仙石線、松島海岸駅整備促進期成同盟会の了承の後、平成25年4月にJRの同意を得まして、松島駅のバリアフリー化に向けJRとの調整を進めてまいりました。その時点では、補助対象駅の1日辺りの乗降客数が3,000人を下回っていても国からの補助を受けられる見込みがあり、平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設計、平成29年度から工事に着手のスケジュールを想定しておりました。

平成26年度における1日辺りの松島海岸駅、松島駅の乗降客数ですけれども、松島駅が2,568人、松島海岸駅が2,388人で、両駅とも3,000人を下回っている状況となっております。こうした状況の中、最近になって、国の補助採択運用が変わってきており、1日当たりの乗降客数3,000人未満の駅の補助採択が難しくなってきております。そうした状況にJR側でも困惑している状況にあります。

両駅の事業費につきましては、これまでも説明しておりますけれども、松島海岸駅が都市施設の整備を含めまして約15億円、うち町負担ですと、国の補助制度を使いまして約5億7,000万円になります。松島駅につきましては約4億円、国の補助制度を使いまして、町の負担としては約1億3,000万円ぐらいになるということになっておりまして、鉄道施設については事業費の3分の1の費用が町負担となる現状となっております。

平成30年の国宝瑞巖寺の落慶法要ですとか、平成32年度の東京オリンピック、パラリンピックの開催、また、さらにはインバウンド対策を初め、国内外からの観光客受け入れ環境の整備は重要かつ喫緊の課題であります。両駅が補助対象駅としての基準を満たしていないこと、駅の構造上の問題から大規模改修となり全体事業費が高額となってしまうこと、事業費の3分の1に相当する国庫補助金の交付を受けるための国の補助採択が不透明であることなど、現状では財政計画上、実施に踏み切れない状況にあります。

こうした状況から、先ほど町長が答弁しておりますが、国土交通省へ赴き、国土交通副大臣等に対し、1日当たりの乗降客数が3,000人未満の駅についても、観光拠点駅等の特殊事情を考慮していただき補助対象駅として財政支援が受けられるよう要望しているところであります。

す。また、現在、J Rより駅舎のバリアフリー化の整備について、松島海岸駅を先行してはとの提案も受けており、整備の再調査を行っていると同っております。

J Rとして松島海岸駅のバリアフリー化の再調査の予算を確保して、松島海岸駅の全体事業費圧縮の検討を行っているところでありますので、J Rの再調査の結果や国の補助制度の動向も見きわめながら、松島駅及び松島海岸駅へのバリアフリー化を実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、やはり、当初、前の町長さんのときは28年あたりに着工できるのかなというたしか見通しだったと思いますので、今のお話を聞いていると、いつになるかやっぱりわからないという状況になってきているのかなと。これは単に町長の責任ではなくて、国のバリアフリー化に係る姿勢の問題ともかかわってそうなっているのかなと私は受けとめます。

バリアフリー法の施行時においては、1日の乗降客が3,000人以下の駅であっても地域の実情、高齢化の状況だとか障害者の状況だとか、そういうことも勘案して補助もしますよとなっていたわけですが、そうしますと、今はこういう地域の実情に合った補助ということについては、余り国では力を入れない形になってきているんだなということなんでしょうか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず最初に、いつごろになるかわからないのかということでもありますけれども、これは松島町だけが思ってもなかなかできないわけでもあります。ただ、ここにいる立場としては、オリンピックの前の年までには何とかしたいということで今も動いていると。

関係機関、国でも県でもそうなんですけれども、J Rにもオリンピックの前の年までには何とかしてほしいということで、このような言い方はふさわしくないかもしれませんが、宮城県の観光地として松島町の中の駅にエレベーターがなくてもいいのかというような、逆の、ある程度開き直りのような気持ちも秘めながら話をしているということでもあります。

この間、県に行ったときに、その用件で行かなくても私はその関係課に寄って、ただ挨拶だけはしてくるんですけれども、この間、県の観光連盟の総会がありました。これは6月9日、今月あったんですが、会長さんが村井知事なんですけれども、進行は経済商工部の吉田部長さん、観光の部長さんです、そういった方がやるわけです。

総会が終わってから、松島の町長、ちょっと、ということで吉田部長から呼びとめられまし

て、県でも、今回、松島海岸駅については、これまではなかったんだけど、一応、町の要望も聞いて国とJRに県として要望を出すということを力強くいただいておりますので、県も本気になって松島海岸駅のために何とかしてやろうという気持ちは出てきてくれたのかなと思っております。そういったことを踏まえながらやっていきたい。

それから、地域の実情というのは、確かに今までは3,000人どうのこうのはあったらしいのでありますけれども、やはりインバウンドとか、復興大臣の高木大臣が来たときも、実は松島海岸駅のエレベーターをお話ししましたけれども、官公庁にはそういう予算がないのかと、もしくは復興庁にもそういう予算がないのかといういろいろな打開策をしながら来ていますので、今は余り、この間、国交省の土井 亨副大臣のところに行ったときには、そちらの専門家の方が見えられまして、余り3,000人にはこだわらなくても、ある程度の地域の事情があれば、それは国としても応援していくという話は聞いておりますので、実際に耳で聞いてきましたので、それを踏まえて、今後、対応していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町としては、設置に向けて一生懸命おやりになっているんだなということは今の話も聞いて理解するわけでありまして。バリアフリー化法に基づく駅等のバリアフリーについては、たしか国交省のホームページかなんかでも地域の実情の問題をちゃんと受けて、3,000人に達しなくてもできるんですよということはどうもわれているわけなので、ぜひ、松島の駅は7つあるわけでありまして、そのうち、やっぱり松島駅と松島海岸駅ということで、設置に向けて努力をお願いしたいなと思っているわけです。

今のお話ですと、松島海岸駅がもしかすると先になるのかなとも聞こえるわけでありまして、松島の町民は高齢化率がもう既に35.4%ということで、かなり高齢の方々もいらっしゃる。そういう中で、松島駅のやっぱりエレベーター設置を強く望んでいる地域住民としては、観光地に従事されている皆さんやなんか、あるいは観光に来られる皆さんは松島海岸駅を先という思いもあるかと思うんですが、やっぱり実際に居住しておられる方々の中には、松島駅も早くやってほしいものだという思いもありますので、ぜひ、そういう声も大事にしながら、2つの駅のエレベーターの設置というものを早期に実現していただきたい。

オリンピック前までにはどちらかはやりたいということでもありますので、ちょうど町長の任期の中で、その仕事ももしかすると達成できるのかなと思っておりますので、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいということをお話し申し上げて、この問題も終わりにしたいと思います。

次ですが、3点目の質問になりますけれども、第2小学校用地内の民間用地についてということ質問させていただいております。

これはいろいろ、私も議会だよりを引っくり返してみたら、平成7年ですか、1回だけ一般質問しているのがありました。随分以前から学校の用地の問題で混迷が続いてきたということだと思っているわけで、1番目に、これまでの対応についての経過について、資料の提出を含めてお願いしていたわけでありましたが、このように資料を提出していただきました。残念ながら、資料の提出をしていただいたわけでありましたが、学校の問題、学校用地の中にある民有地の問題の解決を図る上では、やっぱり学校建設当時の状況、その辺を含めてわかる資料でないと困るのかなと思っておりました。

一体全体、学校は建設するに当たって、建設が完了したのは平成2年度なのかなと思っておられますが、そういう意味で、用地の取得を開始した時期と、それから現在の用地の取得の完了が終わった時期はいつだったのか。それから、この資料にありますように、さらに校庭の形状をよくするため、個人所有地の収用目的に町が取得していた土地を等積交換することとしたということで、個人所有地と等積交換をするための話し合いを始めているんだと思うのでありますが、その時期というのはいつごろになるのかというのがここからは見えてこないもので、その辺について、時期がわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 第2小学校の土地の問題でありますけれども、これも大分古くて、私もさかのぼりながらあれでしたが、まず、松島第2小学校用地の民間用地については、平成2年当時の校舎建設に当たり、学校用地として利用しやすい形状とするため、地権者の土地を町有地として等積にて土地の交換をすることを地権者にお願いしておりました。

記録を見ますと、平成2年2月21日の議会で議決を得て取得させていただいていると。そして、地権者とは交換用地を農地として利用できるよう、地権者の要望に応じながら条件整備を行い、その後、使用していただいているところですが、当時、文書による土地交換取り交わしを行わないまま事務手続を進め、現在に至っておりますことはまことに遺憾であります。

なお、これまでの対応については担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それでは、説明させていただきます。

交渉の過程の話を最初に申し上げさせていただきます。

平成元年11月から翌年1月にかけて交渉しておりまして、校舎建設用地の買収に係る仮契約

が平成元年2月7日ということでございます。さらに、学校用地として使用しやすい形状とするため、平成2年2月17日付で相手方所有地と本町において取得した土地の一部を等積交換すべき依頼し、当時の担当課職員が交渉に当たりまして、口頭により承諾を得ております。

交換を求めた土地は、資料4枚目の青色の部分でございます。内訳は1ページ相手方所有地6筆分です。561.98平米と町有地内の同面積ということで、同じ資料の赤色部分でございます。平成2年4月10日、相手方に立ち会いを求めまして、当時の用地担当職員と建設工事担当課職員が現地にて立ち会いをし、確認しているところでございます。

町が交換しようとしている土地は、水路を挟んで地権者所有の水田と隣接しているため、地権者より2筆となる水田の合筆と田面高の整備です。田面高が若干違っていたと。具体的に申し上げますと、水田を1つにして段差をなくしてほしいとの要望がありました。これに対して町は、地権者の要望を受け入れて水路を移動し、交換用地と地権者が所有する水田を一体にする整備工事を施工し、現在まで使用していただいております。

学校用地となるべき地権者の土地は、地権者の書面での了承が得られないまま事務手続が進められ、直前に口頭で工事中止の要求がありましたが、そのまま埋め立てられました。この結果、地権者は町との移転登記に一切応じないまま原状復帰を求めており、現在に至っております。

現在まで地権者から文書による申し入れ及び照会が47回あり、それに対して町から回答及び通知を10回行っております。平成22年3月29日付で松島第2小学校用地問題についてということで通知しております。内容は、文書による土地交換の取り交わしを行わないまま事務手続を進め、現在まで至っていることのおわびと、改めて土地交換について手続を開始したい旨をお願いしております。これを最後に地権者との交渉はなされておりません。

申し添えますが、建築の完了ですが、平成3年4月でございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

私は、当時、多分、議員になって6年目か7年目ぐらいですか、そのぐらいのときだったと思うのでありますが、一切この用地取得でこういうことがあったというのは、平成2年当時はわからない中で進んだというか。それで、多分、私たちが知ることとなったのは、平成5年5月6日付ですか、こういうことが文書にて出てきたという時点で、どうも第2小学校の用地の中に民有地が入っているようだということが多分わかったのだったのではないかなと思うんです。それ以降、議会では予算なり決算なりの質疑などを通じて、この問題の早期解

決が求められてきたと思いますし、先ほども、私がお話したように、私も平成7年に一般質問でこの問題の解決を求めていたという経過があったと思っております。

当時の議会だよりを持ってきました。そのとき、町長が何て言ったかということ、第2小学校用地の未登記については、町取得用地と問題の土地を等積交換すべく造成したら事務処理上不十分であったため、再三にわたって地権者と話し合ってきたものの、地権者は原状復帰を求めており解決に至っていないということで、今とすっかりほぼ同じ答えということで、何ら状況が進展していないということだろうと思います。

問題はどこにあったんだろうかとなるんだと思うんですが、今、お話があったように、きちんと書面を取り交わして事務が適正に進められてこなかったということが一番大きい問題になるのかなと思ったりもしますし、その辺どうなのでしょう。相手が話し合いの途上で等積交換を承諾していたと。その上に立って事業着手をしてしまったと。きちんとした実務的な手続もなしに事業着手をしてしまったということになっているわけで、問題の解決はどこで図るべきなのか、私らもよくわからないんですが、資料を出していただいたのを見ますと、弁護士さんにもご相談を4回ぐらいしているということなので、弁護士さん等々は、その辺についてどんな見解をお持ちなのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 弁護士とは、議員おっしゃるとおり4回ほど打ち合わせをさせていただき、ご指導もいただいているということで、調停という方法もありますよということはいただいております。それと、弁護士から「しかるべき合意」という言葉もいただいております。交換した土地で作付をして収入を得ているということは黙認を示すと。自分の土地に学校ができたことも地権者は知りつつ耕作していると。これはしかるべき合意であるということで弁護士としては、最初、当座は町にも非はもちろんありましたけれども、そういった法廷の場で完全に負けるということはないでしょうねという話はしています。順番として調停をして、ということはありません。それで、調停に行ったかということやっていない話で、それが整理がついていない今の状況でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何でここに至って私がこの質問しているかというのが1つあるかと思うんですが、実は、先日、地権者の方とお会いする機会があって、やあ、久しぶりだねということでお話をしたんですが、実はまだあの問題は片づいていないんですよと、町もなかなか誠意がないものですねと、そんなお話をされたんです。そうですかということで、実際、こ

の間、震災前ですね、町からお話があったのは。平成22年です。震災がありましたので、なかなかこういう関係の仕事も手につかないできたのかなということもあったかとは思いますが、その間に、地権者の方のお父さんも亡くなって相続関係やなんかもかなり整理がついて、この問題の解決を図る上ではこれまで以上に簡単だと思うんだけど、どうなんだろうなんて、こんな話を私はされたんです。別に、じゃあ議会で質問しましょうなんてことは言いませんでしたけれども、でも、やはり学校用地の中に民有地が残ったままになっているというのは、将来に大きな問題をどうしても残さざるを得ないということになってきますので、この問題はやはり早晩解決していくということが必要なのではないかという思いに至って質問させていただいているわけです。

出していただいた色つきの資料を見ましても、民地が学校の北東側の角がほぼかかっているぐらいの位置にあるわけです。これを本当に返還しろなんていうことになったら、学校を一部壊さなくちゃいけない話になりかねないような形になってしまうのではないかとも見えるわけです。そういう点で、やっぱりきちんとした形で正常な状態に戻していくということが求められているのではないかと私は思います。

そういう点で、今、お話にあったように、調停の方法もあると、しかも町側が一方的に今の状態で悪いというだけにはいかないよと、当然、地権者の方ももう既に等積交換ということで言われている土地を使用もしているという経過もありますので、もう少し町側として積極的にこの問題に対して対応するということはできないのかどうか。

ご本人の話だと町長とは同級生なんだと、たしかそんなふうにも言っていたような気がしましたけれども、非常に、その辺も期待しているようなんですが、ぜひ早目の解決をお願いしたい。できれば、櫻井町長の時代のうちに問題の解決を図って、将来に禍根を残さないということが大事ではないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この問題については、ここにいる議員さんの中でも知っている方はごく限られた方だけなんだろうなと思っておりますけれども、それで、これまでいろいろな歴代の担当者がいろいろ足を運んで地権者の方とご相談申し上げ、また顧問弁護士とも相談して早期解決に向けて努力はしてきたんだろうと思います。

ただ、彼も、彼というのは名前を言えないからなんですけれども、同級生は同級生でありますし、元役場職員でもありますので、今後、地権者が現在どのように考えているのか、腹を割って、ちょっと会って話をしてみたいと思います。その上で、お互いが丸くおさまるよう

に、22年の宿題を私のところに持ってこられてもなかなか困るのでありますが、できるだけ早目に解決に向けて取り組みたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） もう既に、直接の当事者であった当時の町長さんはお亡くなりになっておりますし、この間までにも何人かの町長さんが解決せずに来たと。問題は時間が解決するという場合もありますけれども、やっぱり、だからといっていつまでもやっておけば、世代が変わってさらに問題を複雑化するという場合もあるわけですから、本当に櫻井町長の時代にこの問題を解決していただきたいというのが私の切なる願いでもございますので、ぜひ一度、地権者も先ほど言ったように以前よりは問題の解決はしやすくなっているのではないという話もしていましたので、実際のところはわかりませんよ、私も。でも、本人も解決したいとも思っているんでしょから、ぜひ町長に会っていただいて、一度は話をさせていただいて、そして問題の解決の糸口をつかんでいただく。

糸口がつかめないときは、別な対応をやっぱり町として、私は考えていただきたいと。調停をやっぱりするのならするという方向を進めていただきたいと思うんですが、最後そこだけ、糸口が見つからないときの対応を進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 話し合いをする場合には、糸口が見つからないというのを前提にして話し合いには入りませんので、できるだけ糸口を探し出したい。

なお、進捗経過については、ある程度方向性が決まったら、何らかの議会があったときに、その他の報告でさせていただければなと思いますので、議員からもよろしくお願い申し上げます。

○8番（今野 章君） ぜひ、町長の頑張りに期待しておりますので、終わります。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員の一般質問が終わりました。

続いて、2番赤間幸夫議員。

赤間議員に一般質問に入る前に若干調整させていただきたいと思います。質問中、若干の休憩を挟むかもしれませんので、その辺はご了承の上、質問をお願いします。

○2番（赤間幸夫君） それでは、2番赤間でございます。

私からは、質問の通告の第1点目といたしまして、行政区コミュニティー活動への補償制度導入を、ということについてお伺いしてまいりたいと思います。

12行政区におけるさまざまなコミュニティー活動への支援策として、町民の皆さんが安心し

て地域コミュニティ活動が行えるよう、活動中のけがなどに対して、町が保険料等を負担し、障害や賠償責任を補償する制度ということで、この制度を導入する考えをお伺いしていきたいということでもあります。

私が求めようとする補償制度でございますが、その対象となる具体的な活動は、行政区などが行う清掃、防犯、防災、ごみ回収、草刈り、交通安全活動等の地域社会活動並びに青少年健全育成のための青少年の指導育成活動、そして社会福祉施設援護活動、これは社会福祉施設における建物修理、植樹手入れ、清掃等になるわけですけれども、そのほかに在宅高齢者、身障者等ホームヘルプなどです。そして、さらには生涯学習スポーツ活動、文化活動、文化活動においては参加者の対象は外しますが、そういった具体的な活動における補償対象者として指導者や稼働者に対しての保険料対応を制度として組み入れていただけないかという考え方のもとでございます。

なお、詳細に当たっては、参照として新宿区コミュニティ活動補償制度などを参照されたいかがかなというところをあえて末尾に記載させていただきました。

こうした取り組みのもたらす効果は、町民との信頼関係再構築等の事務事業の効果的推進など、さまざまな形であられると考えますが、町長の姿勢を以下の点で伺ってまいりたいと思います。

1点目といたしまして、震災などからの教訓といたしまして、地域コミュニティ活動の重要性がますます期待されるわけでございますが、その効果ははかり知れないものがあります。常日ごろから活発に活動している方々への町側からの配慮としての制度導入と認識できますが、町長はいかがお考えいただけますでしょうかということです。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まずは、地域コミュニティ等ですけれども、行政区や各種団体などの地域コミュニティは、高齢者や子供の見守り活動、それから清掃活動など、日ごろから安心で住みやすい快適な住環境づくりに貢献され、東日本大震災のような災害時にあっては、住民の安否確認や避難所の設営にご協力いただくなど、町にとってともにまちづくりを推進していく重要なパートナーとして認識しております。

こうした地域コミュニティを通じて行われるさまざまな活動については、町への愛着と住民間のきずなを深めるものであり、町としましてもこれまで地域コミュニティの活動が継続し、また活発に行われるよう努めてまいりましたし、今後もそのための環境整備に努めてまいります。

コミュニティー活動への補償制度の導入につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 行政区のコミュニティー活動への補償制度導入につきましては、現在、町では全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。対象は、学校教育活動、町が主催する社会体育活動、社会文化活動及び社会福祉活動。また、町が主催や共済を行い、町民が参加する行事。さらには、町等の管理下で無報酬で、いわゆるボランティアで行われる社会奉仕活動となっております。これらに参加する町民が死亡または身体障害、後遺症を伴うものに限りますが、もしくは入院、通院を伴う傷害を被った場合に、保険金が支払われます。議員ご提案の新宿区コミュニティ活動補償制度とほぼ同程度の補償内容となっております。

それから、ちなみにですが、これには分館活動がないのではないかということも思いまして、調べましたら、これは分館のほうでまた入っております、そちらの活動も補償制度が導入されているということでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ただいま総務課長から答弁いただいて、私が申し上げている補償制度と全国町村会の総合保険制度を活用した保険適用ということで対応いただいているということで遜色ないと、同等であると分館活動については分館のほうでの対応をいただいているという状況だということについては認識いたしました。

あえて申し上げるならば、そういった保険適用を詳細にわたって各行政区あるいは分館等担当役員には詳細には伝わっているのでしょうか。そこのお話をいただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 年に1回、区長会の総会というのがありまして、その場でこういったボランティア活動に始まる活動につきまして、このような保険に入っていますからねという話はさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 実は、今週の日曜日にありますか、私どもが住んでいる地域で朝5時半くらいからコミュニティセンターあるいはユニー公園等公共水路関係も含めてですけども、草刈り清掃を実施しています。

毎度毎度、実は区会あるいは地域のボランティア団体と話し合いながら、そういったボランティア保険をかけている実態にあります。町でかけていなかったつけかなというのがまず何

とかこれまで実施してくる中での疑問点だったんです。といいますのは、今、総務課長から区長会等の総会時にそういった部分のお話をされているとはいうものの、その辺が各行政区において理解あるいは補償対応について浸透してはいないんじゃないかなと思います。その辺での今後の対応をどう進めていこうとされるかについて、もう一度お伺いしておきたいんですが、よろしいですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 我々も1つ反省しなければならないところがありまして、こういった補償制度がありますよ、入っていますよという話はほぼ口頭でしか言っていない。補償の内容についてもお話ししているということもございまして、次はペーパーでお渡しすると、こんな内容ですということで確実に伝わるかと思います。

区長会の総会というのは、各課の主要事業も全てお知らせすることになっておりまして、かなりボリュームがあるんです。それをもう半日ぐらいでやっちゃうということですので、お聞き洩らしもあるかもしれなかったなと反省しております。次はちゃんとペーパーで渡したいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

説明の流れの中では、やはりそういったところが強調されて説明いただくと、地元に戻って区会等の役員さん方がつぶさに定例的な役員会を月に1回は最低限開いている状況になりますから、そういった中でお知らせを願うと、地元でそういったボランティア団体等の活動しておられる方についても、二重にも三重にも民間保険にかける必要もなく対応できるのかなと思いますし、今後、そういった対応をぜひともお願いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員、2番目に入るので、若干ここで休憩をしたいと思います、よろしいですか。

○2番（赤間幸夫君） はい。よろしく申し上げます。

○議長（片山正弘君） 11時10分まで休憩に入りたいと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。赤間議員、一般質問を続けてください。

○2番（赤間幸夫君） それでは、前段に引き続き、2つ目ということで質問を続けさせていた

だきます。

休憩を挟んでしまっているからですけれども、質問の通告では②と③、どのような感じで何度か読み返しても読めているなど自分ながらに思いましたので、恐れ入りますが、あえて②と③をあわせて伺ってまいりたいと思います。

それで、松島町は、これまでに12行政区、産業や地域形成過程などが特色ある地域に住む方々が町からの声かけによってさまざまな行事ということで、産業まつりですとか総合防災訓練、ふれあいスポーツ大会等を通じて交流を図っております。

しかし、町民、企業で働いている方々、町に勤めてきてくださっている方々、あるいは町の職員の皆さん、そして我々議員が一堂に会した自発的な意思に基づいた、金銭等を求めないで、誰もが住みよく活動として取り組みできる、つまりはボランティア活動でございますが、実施されてきていないのではないかなということをお自身が認識しております。

ですので、今後、コミュニティ活動補償制度、前段お話しいただきましたが、そういった全国町村会総合保険対応での保険適用で構いませんが、そういったものを取り入れて、今後、行政施策の1つとしてボランティア活動をご検討いただく考えについて、町長の見解をお示しいただけたらありがたいなと思いますのでお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の清掃ボランティア並びに職員等のボランティア活動につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 清掃ボランティアを通しました交流を行う取り組みについて申し上げますが、町内各地区では春のごみゼロ運動と秋の一斉清掃に取り組んでいただいております。

清掃活動においては、居住する地区内での清掃を通して、地域住民同士のコミュニティーは確立されていると思いますが、松島町全体での清掃活動の機運が高まるよう、町民や松島町で働く方など、観光地松島の環境を守るため清掃活動にご協力いただける方々との活動の輪を広げ、松島町からごみをなくす活動をより一層推進していきたいと思っております。

それから、職員のボランティア活動でございますが、職員にはイベントや行事等に積極的に参加するなど、地域の皆さんとのつながりを大切にすることの重要性について、機会を捉えまして伝えております。例えば、毎年、海の盆に新規採用職員をボランティアスタッフとして参加させております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ただいまご答弁いただきましたが、確かに各地区内の行政区外ではごみゼロあるいは秋の清掃という形で個々の行政区単位でのこういったボランティア活動等の取り組みがなされていると思います。

あえて私が申し上げたいのは、観光地松島と銘打っているからには、松島町民が一堂に会して、せめて公共駅周りといったところを同一日に同一時間帯でもって皆さんで清掃活動を行う、地域の人々と話し合う、あるいは行政区間同士でのこういった場面を通じたいろいろな課題ですとか対応、取り組みについて情報交流をし合うという場面が新たに創出されたら大変いいのではないかと。そして、年に2回程度そういった場面をつくっていただき、町長には、恐れ入りますが、前段、全体の行政区を回ることは至難のわざでしょうけれども、1カ所、2カ所程度は回っていただき、激励とともに町の行政活動への支援等も訴えながらご苦労さんの一言を入れたら、ちょっと雰囲気が変わってくるのではないかなという思いがあるから、こういった提言をさせていただいております。

ぜひとも、早期の実現を目指して取り組まれるよう望みたいと思いますが、最後に一言、町長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、ごみゼロ運動等で、地域等でいろいろ奉仕作業をしていただいているときに町長が回ったらということでありました。これは、実は去年の9月以降、この立場になってから秋のときは磯崎地区を回らせていただきました。ことしは、春の5月のごみゼロのときは阿部幸夫副議長のほかリクエストもありましたので、北小泉から重点的に品井沼にかけて、それから根廻にかかって磯崎に来て等々で結構回らせていただいて、朝5時から7時ごろまで回りました。そういった方で、できるだけこちらから私が来ましたということじゃなくて、そこに行って、ちょっと顔を出すぐらいでしたけれども、そういったことで見させていただきました。本当に役員の方々がいたときには、ご苦労さまですと、けがにだけは気をつけるようにということをお願いしていました。

そういったことであれしていますけれども、町内の、例えば、そのとき北小泉地区では花壇に花を植えておりましたけれども、そういう自発的なボランティアというのはこちらからお願いするのではなくて、地域でやっぱりそういう意識が高まらないと、こちらからボランティアをお願いしますということじゃないんだろうと思っていますので、そういう機運が高まるように行政側はうまくリードしていかなくちゃならないのかなという気がしています。

それから、自治体間ということでもありますけれども、ちょっと今、書類を持ってこないからあれだったんですが、松島湾を取り囲む行政、例えば、塩竈、利府、松島、七ヶ浜、多分東松島も入っていたと思うんですけれども、そこで松島をきれいにする会というのがありまして、例えば、塩竈だったら、去年でしたか桂島に行ってボランティア等で清掃活動をやっていたり、それから海の盆のときに松島では清掃活動を年1回やったりと、自治体で年1回ボランティアの方々が呼びかけをしてボランティアを集めて清掃活動をやっているといったこともやっておりますので、今後、そういった資料も議員さん方に配りますので、できれば議員さん方も参加していただいて、体験して、お声がけしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かに、どうもパフォーマンスが見えてこないというのか、特に議員の方々というのはそういった場面でも表沙汰にされるんだろうなと思いますし、地域の皆さんが、町の職員の皆さんがそういった活動をされている、あるいは動いておられるということに対して、私どもの地元では町の職員の方に積極的に取り組んでいただいていますから、そういった分には地域のみんで分け合い等させていただいていますが、いかんせんトータルの見たときに、町長を先頭にして一斉に各行政区内ごとでそういった職員支援といったものに取り組んでいただけるよう導いていただけたらありがたいなと思いますので、このような質問をさせていただきました。

それでは、次に移らせていただきます。

質問の通告の2点目でございますが、衛生組合活動とそ族・昆虫等対策はということで、夏場に向かい、そ族・昆虫等の対策を町はどのように捉えておりますかということについてであります。

6月は夏の蚊対策広報月間なんだそうです。6月12日の河北朝刊の中に政府広報として載っていましたのを見ましたら、この夏はジカ熱にご注意をということで、女子サッカーの長年活躍されました澤穂希さんの写真入りで載っていましたが、目にとめられた方もおられたと思います。

それで、例年、蚊、ハエなどが、あるいはネズミ類の活動が活発になる前として、各行政区での衛生組合では、主に4月になりますが、総会が持たれます。その総会において、その年度の活動計画、特に感染症を媒介する衛生害虫、蚊、ハエ、ダニ、ノミなどを主に指しますが、その防除と駆除等の対策について論議されております。多分、衛生担当の所管課を初め、

あるいはここにおられる皆さんは既にご承知のことと思います。

そこで、町民に対して、町側の対応策などを含めた考えなどをあえて簡潔でわかりやすく伝えるためにも、よく聞かれる疑問点など、以下の点を示しながら伺ってまいりたいと思います。

最初に、1つとして、町と各行政区衛生組合の関係ですが、つまりは町が本来対応すべきとしたそ族類や衛生害虫との駆除業務が行政区域内で組織する衛生組合に委ねられてきた経緯と、衛生組合に対する町側の補償、指導等を含めてですが、どのように対応してきているのかということについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 町と公衆衛生組合の関係でありますけれども、公衆衛生組合とそ族・昆虫等の対策については、地域の実情に詳しい公衆衛生組合との協力関係に基づいて実施しているところでございますが、詳細につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 町と公衆衛生組合との関係についてでございますが、以前は伝染病予防法に基づきまして、住環境、周辺環境の公衆衛生向上を目的として、町が直接殺虫剤などを購入して、各地区の公衆衛生組合が薬剤の散布、病虫害の駆除を行っておりました。近年、公共下水道や合併浄化槽の整備によりまして生活環境が改善されたことや、伝染病予防法が廃止されたことにより、薬剤散布をやめる自治体がふえ、本町においても事業の見直しを検討した経過がありました。

しかし、公衆衛生組合連合会が主体的に公衆衛生活動に取り組むことで、より地域の実情に応じた対応が図られると判断いたしまして、連合会への助成を行い、公衆衛生活動の円滑化を図ってまいりました。

また、衛生組合に対する町側の補償としては、全国町村会の総合賠償補償保険制度によりまして、入院、通院を伴う傷害を被った場合の補償費用に対して保険金を支払うことが可能でございます。この制度については、改めて衛生組合の役員に対して、指導を行ったことはありませんが、今後、各地区の役員などに対して周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、答弁いただきましたが、町は現在も、衛生害虫の駆除のためにということで行政区が求めた場合ですけれども、駆除機械貸し出し業務をやっておられますし、衛生組合でいろいろ判断いただいて自主的な取り組みとして薬品の供給もしておられると、

各行政区単体でそれぞれのスケジュールに合わせて実施されているということでございます。

そういった機械の貸し出しや薬品の町側からの供給等に対して、本来ならば効果を発する一斉駆除が望ましいんですけども、そういったことも含めて、再度、衛生組合が実施する部分で、今は余り起きてはいないんだと思いますが、機械等を通じたり、あるいは散布する薬剤が乳剤等あるいは油剤等とあるわけですけども、乳剤等は冷暗所等に保管ということで、かつては甚だしいと牛乳瓶とか、あるいは栄養ドリンク等の瓶に小分けしていただいて対応したなんていう話も聞いたことがありますけれども、そういった部分について、特に注意を促した指導等はどうなっているんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 殺虫剤の配付等に係る指導につきましては、詳細について担当課長から説明させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 薬剤の購入につきましては、各取り扱い業者等からのヒアリングを通しまして、極力人体に影響が少ないものを選定いたしまして、公衆衛生組合連合会役員会での検討も踏まえまして購入し、配付数に応じた取り扱いの説明を付して各地区衛生組合へ配付を行っております。

なお、平成27年度までは錠剤のみを購入していましたが、平成28年度は新たに即効性のある殺虫剤で人畜に影響が少ない乳剤もあわせて購入しておりますことから、取り扱いの説明も含めて公衆衛生組合連合会の役員会において指導し、各地区への配付を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 1つ懸念する材料として、小分けについてはほとんどなくなってきて、薬品製品が単体的に配られていますから、管理保管だけが注意されればということではありますけれども、私どもの住んでいる地区では、初原区では、動噴機械で例年対応させていただいています。とある日を基準日として、朝から午前中いっぱいかけて1、2、3、4区の行政区に266世帯回る形で対応いたしています。

そういった対応でもって、万が一にも車ですとか、あるいは洗濯物類へとか、あるいは、場合によってはペット、ペットが扱っている食器といった物等に誤射をしてしまったと、それが後日に発覚して対応を求められたという場合に、町側としてはこういった介入が期待でき

るのでしょうか。あくまで自己責任、自己主体的に行われているわけだから、そこで対応せよと申し出られるのか。その辺の判断だけちょっと聞かせていただけたらありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 非常に難しい話ですが、ケース・バイ・ケースではないかなと思います。通常どおり使っていて誤射してしまった、誤噴してしまったということであれば、ちょっと考えざるを得ないかなと思います。

それから、一斉清掃での噴霧についてですが、平成5年ごろに非常に町全体で一斉にやって問題になった時期がありまして、それでやめている区もありますということでございまして、誤噴が当時はもしかすると多かったのかなということです。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かに、できるならそういった機械等によって一斉防除することによって大きくリスクを背負うわけですから、できるだけ控えるようにとは願うわけではあります。やはり地区住民の方には効果はてきめんに出るものというお話もあったりして、なかなかその辺が自重されていかないと。

あえて、くどいようですが、全国町村議会総合保険の中でそういった事例等はあるのでしょうか。その辺をちょっとお伺いしておきます。もし、今即答できかねたら後ほどで結構ですが、教えていただければありがたいんですが。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 誤噴によって第三者に被害を被らしてしまったということでの補償の対象になっているかどうかは、ちょっと今のところデータとしてありませんので、その辺は調べさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

先ほど、総務課長の答弁の中で伝染病の予防法の廃止に伴って、今は伝染病とは言わなくて感染症と伝えられていますから、そのような形での感染症を媒介する昆虫の駆除と理解いただければと思います。

次に、3点目に移らせていただきます。

3つ目でございますが、感染症を媒介する蚊、ハエ、ダニ類あるいはそ族と称されるネズミ、モグラ等の対応についてですが、個人防除より地域一斉防除での対応が、何度も言いますが

効果的であり、機械噴等によって散布が威力を発揮するというのは当然ご承知のとおりと思います。

それで、あえてここに記載させていただきましたが、人口集中地域と称される松島海岸や磯崎、高城地区、あるいはほかの行政区で住宅密集地区における水路、用悪水路を含めましてですけれども、側溝等の公共発生源への対応として、町自体はこの辺の対応をどのようにお考えでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 地域における一斉防除は確かに効果的かと思いますが、平成5年ころまでは、先ほど申し上げましたが、松島、高城、磯崎地区でも散布機械を使って実施しておりました。ただし、公共下水道の整備が進んだことなどから、必要性について問題視する意見が多くあったことで一斉清掃をやめた地域が多くありました。

下水道区域以外の地区においても、合併浄化槽の整備が進んだことから機械による一斉清掃をやめている地域が多くなっており、水路、側溝等の公共発生源への対応についても、衛生組合の方の協力をいただきながら薬剤を散布していただくなど、地域の実情を踏まえた対応を図っております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 地域の実情に即してということですから、住宅密集地内で機械等を持って一斉に噴霧したり云々するといえ、当然そういった新たな問題というか提起にもなるわけですけれども、いかんせん、先ほど来から公共下水道あるいは合併浄化槽の設置等によって、そういった感染症を媒介する衛生害虫の駆除業務が今日的に少なくはなっているんだと思うんです。

ですが、あえて、たまたまオリンピックイヤーでジカ熱とかそういった感染症が問題視されていますが、去年はデング熱なんかも出てきたりということで大変な思いをしたという状況が関東を中心として聞こえてきているわけですけれども、松島町においても、やはり管理者であるところの道路側溝等あるいは下水道の部分だとか、あるいは各個の浄化槽ではありますけれども、浄化槽から用悪水路等に配水される部分とか、それを地域で相互管理し合っているわけですが、時々、見回り、点検等を挟んで、行政がある程度そういった実態も把握なさっていただければどうかと思うわけです。

そういった公共用財産の管理に当たっての衛生対応についての部分についても、ひとつ松島町の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。再度、お願いします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ジカ熱、デング熱につきましては、蚊の調査を県がこれから10回にわたりましてやることになっておりまして、そちらの報告を期待したいと思います。そちらは観光ゾーンを中心にやるということで聞いておりますので、そちらの報告を注視していきたいと思います。

それで、町として公共用水域の蚊対策、蚊の発生状況の把握ということでございますが、もちろん、これはしていかなくちやならないと思います。ですが、思い出していただきたいのは、町として公共下水道をやり始めたとき、昭和59年ですが、このときは公共用水域の水質保全と生活環境の向上ということで、蚊やハエが少なくなりますよということで着手しました。実際のところ少なくなっておりますので、この頻度も昔ほどではなくなっているの、調査の頻度も少なくなってもいいのかなとは思っております。ですが、でも必要に応じて調査はすべきだなとは感じております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かに、公共下水道あるいは各個浄化槽の普及のあり方次第でそういった感染症等の発生を未然に防いでいくということではわかります。

ただ、今、思い出してという話ですが、私もそういった衛生業務に長いこと携わる機会を得ていて、やはり公共下水道とか各個浄化槽の設置ですとか、そういったものは利用者、いわゆる受益者の方々の日ごろの管理は当然です。

しかしながら、公共下水道の完備していない地域あるいは各個浄化槽の普及していけない地域というのは当然存在しているわけで、そういった公共用のいわゆる衛生害虫等が発生する発生源に対しての町が管理すべき、俗に言う青線水路等の管理は、法定外公共物として町に所管管理、移管されているわけですから、そういった部分に対して、今なお存在しているところに対しての町側の行政責任としての見回り、点検といったことを兼ねて、そういった衛生対応をどうすべきかというところの考え方を再度お伺いしておきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほどもお話ししましたが、町の職員もそうですし、衛生組合連合会のお力もおかりしながら調査はしなくちやならないと思います。大量に発生したという情報があったときでしょうけれども、少しであれば、それは自然の摂理としてしょうがない話でございますので、そういった条件下で調査はしていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 発生源を断つということで、やはり水たまり、これから梅雨どきに入って温度がますます上がっていくと、そういった発生が容易な環境に置かれていくわけですから、それらに対して、町民の皆さんにできるだけ注意喚起を促しつつ、未然の防除・防衛を図っていただきたいという啓発は必要かと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

4点目として衛生害虫の駆除でこれまで何度かお話してきました動噴の部分ですが、私の記憶では7台程度かなと思っておりました。昨年、貸し出しを申し出られて、そのうち4台をお借りしてきたと、はっきり申し上げて3台は使いこなし得ない、修理が及んでいないんだなという感じで使い切れないということで4台借りてきましたが、実際、使ってみると、さらに2台程度しか使えなかったと。

いざ、松島町が、今の総務課長の話では、これはその年の気候条件でもって発生単位が変わってきますから、大量発生したりというのはなかなかあれですけれども、そういった有事想定の中で、町が率先してそういった対応をしなければいけないとなったときに、一斉防除・駆除等をこなす機械として、この程度の備品対応でまずいいのかどうかというところをどう捉えていますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） こういう台数を何台そろえればいいのかというのは大変難しいと思うんです。じゃあ、10台そろえればいいのかとって、それもどうなのかと。

やはり、これは私も農家やっていますけれども、我が家にも1台ありますから。そういったことで地域の農家をやっている方々から、もしこういう有事の際は、それこそボランティアじゃないけれども、機械を貸していただいて、また協力を得ながら全員で、全体でやるという姿勢じゃないと、いちいちそういうことに対して町でじゃあ機械を全部そろえておけばいいのかということに対しては、ちょっといかがなものかなと思いますので、そういう有事の際は、そういったJAさんの協力とか実行組合長さん方々の協力とか仰ぎながら、対処していればいいのかかなと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 町長と私の捉え方にちょっとそこがあるのであれですけれども、私は、現有の7台が初めて使う状態になったときに、2台程度しか使えない状態に置かれていることに対して、やっぱり日ごろからの整備、点検なり、あるいは貸し出しするという形で町が

考えているならば、そういった対応をきちんとしておくべきではないかということです。

それと、今、町長の答弁の中で、確かに私も農家ですからそういった動噴を持っていて、足りないときとか、あるいは部品が足りないときにそういったものを町の機械と抱き合わせして使わせてもらうということはしております。これはあくまで緊急避難的な対応でして、そういったことを頭から期待するということが自体がどうだろうかとは思っています。やはり、そういった有事想定も念頭に置きながら、対応をある程度担当者の方々は頭に置きながら、一定程度そういった対応を保健所さんとか、そういったところと相談をし合ったりして、対応を描いていくというのは大事ではないかなと思いますので、そういったところをあえてお願いしておきたいなと思っております。どうか、その辺の対応を今後考慮に入れて対応願いたいと思いますので、お願いしたいと思います。

では、最後になります。

先ほど、ちょっと総務課長が先にお話しされましたけれども、繰り返しになりますが、最近、話題になっておりますジカ熱やデング熱あるいは、余り耳になじまなくなっていますが、日本脳炎なども蚊がウイルスを媒介して発症する感染症であることは十分知られているところであります。

昨日、NHKの宮城のニュースとして取り上げられておりましたが、先ほど総務課長がお話ししたのですが、宮城県では、70年ぶりに国内感染が確認されたデング熱やジカ熱のジカウイルス感染症対策の基本情報とするために県立都市公園、松島公園で蚊、この場合はヒトスジシマカの雌なんですけど、私どもは俗にヤブカと言っていますが、その生息状況調査を実施している状況にあります。

1回目実施されたようですが、今後、先ほども言われたように6月から10月までの間で月2回ずつ調査を行う予定としておりますが、松島の行政区において行われるわけです。なぜ松島町なのかなと思っておりますが、県内で訪問者が多く、かつ蚊の生息域に適した場所が存在する大規模公園の中から国内外からの観光客の多い松島公園との理由だそうでございます。

その駆除対策はもちろんでありますが、予防策も含めた周知・啓発は、町民はもとより観光客に向けて何らかの形で速やかに伝達が行われるべきではないでしょうかと思っております。対応のあり方いかんによっては、著しく大きな町のダメージにつながりかねないものと考えますが、情報や啓発手段の発信伝達は今現在、町としてどのように考えておられるか、最後にお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これ去年は仙台市だけでやったそうです。それで、県でなぜにやらないのだということになりまして、じゃあ県でもやります。やるからには、外国人客が多く来る松島でやってはいかがということで、松島3カ所でやるということになったようでございます。

回答させていただきます。感染症に係る今後の広報対応につきましては、感染症予防法や宮城県の感染症予防計画に市町村の果たす役割として位置づけられております。本町としては、ジカ熱やデング熱、日本脳炎など蚊が媒介するウイルスに限らず、国際観光地という地域特性に配慮し、国・県と相互に連携を図り、さまざまなメディアを活用して感染症予防発生に関する適切な広報を図ってまいりたいと考えております。

県では、本町が海外からの来訪者が多いということで、先ほど申し上げましたように、6月13日から10月25日まで、合計10回にわたり町内3カ所で蚊の生息状況調査を実施します。実施した結果についてはホームページで公表するということになっております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 最後のホームページ等で公表するというお話、これは常にそういった機器等をお持ちの方、使いなれた方だとわかるんだと思います。

それで、あえて町民の皆さん方とか、そういった方々に即応して伝えられることとして、これはちょっと飛躍しているでしょうけれども、あえて申し上げるならば防災無線等を活用しながら対応を願うとか、一時的なものとして。かなり町にとっては不本意な対応になるかもしれないけれども、そういったことも緊急避難的にジカ熱等あるいはデング熱等あるいは日本脳炎等発生して、ウイルスを保菌した蚊が町内から駆除できるまでの間というか、一定程度の対応が望まれるのではないかなと思います。

そういったところの部分で、いま一度お答え願いたいんですが、国・県あるいはメディア等を通じて流すということですが、どの程度の内容を想定していますでしょうか。その辺ちょっと、緊急対応で。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 調査の実施要領というのが私の手元にありまして、これによりまして、調査した翌日に調査された方が事務局に報告するということになっておりまして、事務局から我々のところにデータが来るのかなと思っております。

何もなければホームページ掲載でまとめて広報に入れることも可能でございましょうが、何かの場合は、特段の措置はとらなくちゃならないと思っております。県としては、県の疾病

感染症対策室というところで調査するということになっているようでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

平たく町からの各行政区等への情報伝達について、今、描かれているのは宣伝カーというんですか、広報車を活用してやられるとか、あるいは防災同報無線を使って対応いただくとか、そういったことの方策というのはどうなんでしょうか。考えていますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 事案次第で考えなくちゃならないと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） つぶさな詳細の取り扱いについては、そこまではまだ事例によって庁内会議を持つなり緊急会議を持つなりして対応していくという理解でよろしいかということですね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりです。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

最後になりますが、質問事項から飛んでと言われるかもしれませんが、私が言いたいのは、せっかく12行政区にある同報無線の活用のあり方で、もっと積極的に活用されてはどうかと思うんです。

あえて、昨日も熊が出ているとか、あるいはイノシシが出ているだとか、そういったことがまことしやかに議員の間でも話題になったりしています、現実には。そして、特に熊については、最近、秋田県を中心にしてそういった被害に遭われている方もいると。皆さんで注意を合ってはいるものの、高齢者1人で畑仕事とかいろいろなされている、なかなかそういったものについて未然防止がかなわないとなれば、大きな声で一斉にそういった対応ができる同報無線の活用なんていうのは最高にいいのではないかなと思います。なかなか難しいんだという話なんです、何がどう難しいんだかわからない、伝わらない。甚だしいと法的に対応が、という話まで聞こえてくる。

そういうことではちょっとまずいのではないかなと、いざ有事の際に。そういうことをちょっと確認を最後にさせてもらいたいんですが、これに絡まって、あえてもう一度だけお聞かせいただけたらありがたいんだけど。時間もあることですから、その辺、ちょっとお願

いしたいんです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 通告外の質問ですけれども、まず1つに、基本的に防災無線を使って云々かんぬんと、それは何でもかんでもというわけにはいかないと思います。やっぱり、その辺の案件、後で調査をして、その辺をきちんとして、これは防災無線もエリアを分けて周知できることもありますので、それも踏まえて有効にできればいいかなと思います。ただ、必ず熊が出たから、何が出たから。例えば、熊は日中ばかりではなく夜も出ますから、夜も流すのかという話になる。

ですから、その辺はある程度の情報と、今流している情報とかなんか、そういうのを見ながら、夜もなにもみんな流すのかという話にもなりますので、その辺の状況を見ながらということで防災無線を使うときは使って周知したいし、あるいは広報車をもって周知したいし、そういう選別をしながら広報というか周知はしていきたいと。

逆に言うと、防災無線もいろいろな面で今後、有効利用していかなくちゃいけない。それは悪いことばかりではなくいいことでもあると思いますので、そういうことで有効利用はやっていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） ただいま副町長から答弁いただきましたので、やはり私どもの受ける印象としてというんですか、議員の中でもそうですし町民の皆さんの声なんかも聞かせてもらうと、せっかくあるものがどうしてこうやって眠らされているのかなと、ケース・バイ・ケースでというのは、当然それはわかります。

しかしながら、そのことによって尊い人命が失われてしまったと、ちょっと手おくれな対応でそうなってしまったということのないようにということです。何が大事かというところをもう一度考え合わせもって、できるだけ、こう言ってはなんですが、やらない、やれないという答えじゃなくて、やるためにどうすべきかというところでの前向きな答弁をいただけたら、なおありがたいんですけれども、そういったところを最後をお願いして、できるだけやりますよという形でのお答えを今後期待したいところでございます。

これをもって最後にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 町民の安全・安心を守る立場でありますので、的確に判断して対応してまいりたいと思います。（「以上です。どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 2番赤間幸夫議員の一般質問が終わりました。

ここで議事運営上、再開を午後1時といたします。休憩に入ります。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。一般質問を続けます。

10番色川晴夫議員、登壇の上、質問をお願いいたします。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） それでは、午前に引き続きまして、午後、質問いたします。

大綱1番、1問でありまして、この質問はたまたまテレビのニュースを見ていたんです。そうしたら、これが出てきまして、伊達政宗歴史館がぼんと載ってきたんですよ。ええ、と見まして、そうしたら、あそこに津波の浸水掲示板が設置されたと、そこは松島を代表してあそこだけになったんです。それで、これを今県で主導しまして、津波の風化を防ぐためにこういうものを今設置していますよということがありました。

そんなもので、じゃあ、私、毎日あそこを通っていますので見ていないかと、どういうものかといって歴史館に行ってきました。そうしたら、よく探したらあったんです。よく探したら、すぐわかるんですけども、ドアの入り口のすぐそばにあるんです。あそこは広い敷地なものですから、ずっと見ていたら、ああ、ここだということがありましたので、そうだなと。私も観光事業をしながら毎日のように、どこまで水きたんですか、どこまで水きたんですかと、一時よりは半分少なくなりましたがけれども、今も聞かれます。

そういう中で、これはやっぱり風化を防ぐためには、こういうことはやっぱり必要だろうなということがありまして、実は、県土木部の防災砂防課がこれをやっているんです。防災砂防課にお邪魔しまして、菅野洋一防災砂防課長に話を聞きました。どうぞ、どうぞと、すごく気軽に対応していただきまして、本当に感謝したわけでありまして。

そういう中で、質問用紙を読み上げます。

東日本大震災から5年3カ月、本年から5年間、集中期間が終わりまして、今度は復興創生期間として復興事業が今行われております。

今なお、被災地福島においては原子力の風評被害、1次産業、今、台湾、韓国は日本の農産物、水産物を輸入規制しているということがあり、観光も一時修学旅行がほとんど行かなかったのが今、若干戻ってきておりますが、福島もそういうことで非常に被害を受けていると。

じゃあ、宮城県においては、被害風化がどんどん進んでおります。風化は時間が経過すればやむを得ない面はありますが、自然災害の恐ろしさを後世に伝え残さなければなりません。特に宮城県はこの50年間でチリ津波、東日本大震災の2度にわたり津波に見舞われたこともあり、その重要性は必須であります。明治以降から4回津波があったそうです。そのうちの50年と書きましたけれども、五十三、四年です。1960年にチリ津波がありましたから、そうすれば58年ですか。ちょっとこの文章を間違っていますけれども、そういうことで、本当にチリ地震以来、東日本大震災と大変多くの方が犠牲になっているわけであります。

こうした中、県土木部防災砂防課では、「3.11伝承・減災プロジェクト」の名のもと、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動につながることを目的として伝承サポーターを募集しています。

伝承サポーターは、「みずからが所有する建造物に津波浸水掲示板を設置してもらう」方ということは個人で、掲示板の設置に係る費用は県が全部負担します。松島町は観光地であり、観光客の皆さんは災害時にいち早く避難行動を起こすことが重要であることから、啓蒙と伝承サポーターが1人でも多く申し出ることを期待するものであると。これが質問要旨であります。

そこで、1番目の問題に入ります。

今現在、松島町においては伝承サポーター、何件、何人確認されておりますか。また、場所はどこでありますか。まず1問です。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 色川議員の一般質問に答弁させていただきます。

伝承サポーターは何件、何人いるのかということでありましてけれども、津波災害時において過去の津波浸水高が把握できることは、避難行動をとる場合に危険箇所から退避する際の重要な情報であると考えております。

質問の伝承サポーター制度は、宮城県が事業主体となり、個人や事業者の協力を得て建造物等に津波浸水表示を行うものですが、津波浸水高を常日ごろから周知することは防災意識の高揚と、後世に災害の教訓を伝える効果的な手法であると認識しております。

なお、伝承サポーターの件数、詳細等については担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 伝承サポーターの認定件数につきましては、平成28年5月末現在で、県内の個人認定者が35件、企業や団体、寺院、自治会など事業者の認定件数が87件、合計で

122件となっております。津波浸水表示板の設置箇所数につきましては、188カ所、256枚でございます。

さて、ご質問の本町における認定サポーターの状況でございますが、松島海岸郵便局、みちのく伊達政宗歴史館、浪打浜の個人商店の3件が伝承サポーターに認定され、津波浸水表示板が設置されております。また、宮城県の施設となりますが、宮城県公園管理事務所にも伝承サポーターと同様の津波浸水表示板が設置されております。

なお、伝承サポーター制度とは異なりますが、平成26年度に避難所となる集会施設等に標高表示用の看板を12カ所設置しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

今、課長からの答弁で伝承サポーターは3件であると、そして公共の施設である公園事務所に1件だと、そういうことであります。

このように見まして、職員の皆さんも議員の皆さんも傍聴の皆さんもこの場所をずっと思い出してください。海岸の一番のメイン通り、松島海岸駅から海岸郵便局までの間、歴史館は奥に入っておりますから、一般の通路を歩行している方には見えないんです。個人的には1件もしくは2件、海岸通りに自分で線を引いて、ここまで水が来ましたよということをやっている方はいらっしゃいます。

しかし、県でやっているあれは目立つんです。ブルーで非常に目立ったものでございまして、ホームページを開きますと出てくるんです。小さいですけども、これがそうです。町長から見てもらえば大きいやつがあります。そういう中で、海岸通りには残念ながらそういう県で行っている看板がないんだということがああるんです。そういう中で、私は、あそこの通りに、賛同していただける方、そこにやっていただければなと思っております。

そういう中で、今、報告がありましたんですけども、じゃあ、これを民有地、それから個人で申請するとなっているんですけども、公共施設、観光協会、それからベイランド、そういうところには設置なされていますか。されていないんですけども、そういうところが今現在どのような対応、対策を今後どのように。そこに設置すべきだと私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） お答えの前に現物をちょっとお見せしたいと思います。

公共施設への設置につきましてお答えします。

現在、設置済みであります宮城県公園管理事務所以外に、津波が浸水した松島海岸レストハウスとカフェベイランド、グリーン広場等の公衆トイレが候補として考えられます。いずれの施設も宮城県の所有施設でありますので、今後、宮城県の施設管理部局並びに伝承サポーターの担当部局と調整を図りながら設置に向けて進めてまいります。なお、松島海岸レストハウスとカフェベイランドにおきましては、建物内で津波浸水高の表示を行っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、2カ所を予定しているということで、あとは今課長が言われているように、ベイランドは建物の中だと、そういう建物の中に表示している店もあります。さんとり茶屋とか、そういうところは店の中にやっているんですね。でも、ああいうところを歩く方にそういう啓蒙が必要だから私は質問しているんです。そういう中で、カフェベイランド、あの辺の外壁にでも、ここまでというコースに入れてほしい。それから、もう一つ、やっぱり遊覧船なんです。五大堂の駐車場にある五大堂の切符売り場。企業組合の皆さんのご賛同を得れば、あの辺にも設置していただければなど。

余り多いのも皆さんに不安感とかそういうものがあるでしょう。私は嫌だという人もいるでしょう。しかし、そういうご賛同いただいている方、要所要所にこのようなものを設置していただければ、いざのとき、ああ、ここまで来た、さあ逃げようと、それからここまでか、ああ、すごいなというように、こういう自然災害の恐ろしさをやっぱり先ほど言ったように、後世まで残さなきゃならないんです。語らなければならぬんです。22年前の神戸淡路大震災のとき、今の成人した二十歳の子供たちはみんなわからないんです。ほとんどもう風化しています。あの巨大地震はどんなものだったか。体験できるのが私たち、政務調査で議員で行きました港のところ、地震体験のところ。あそこぐらいしかわからないんです。

そういうことで、今度、津波の映像というのはテレビでも見られますしユーチューブでも見られますけれども、やっぱり現実問題、ここまで来たんだよということを知らせるのが一番の皆さんの啓蒙になるかなと思ひまして、ぜひ遊覧船、あそこは五大堂です。五大堂のところを1つ候補地に上げていただければなと思ひますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 候補地に上げさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最後に、現在、設置されているのは今言いましたように中央部にはほと

んどないということがございます。それで、どうしてもあそこは、私が思うのには海岸駅からセブンイレブンあたりまで、その辺を対象に広げて、ご希望の方は出ていただければありがたい。

特に海岸地区は、海岸中央商店街のところに設置が望ましいなということがありまして、実はこの間、会長であります佐々木繁氏に会いました。それで、私はこういうことを思っているんだけど、どうだろうと、彼は同級生ですから気軽に話をしました。そうしたら、いいことではないかと、そういうことを賛同していただきました、大まかには。

それで、私が思うのには、むとう屋さん、あその観光物産館の入り口に駐車場がありますね。あそこに黒いフェンスがあるんです、ずっと。あそこがうんと目立つんです。ですから、あそのところに1枚あればいいのかなと思うんだということがありましたら、それは簡単だと。実は、固有名詞を挙げて申しわけないんですけど、あの境界はむとうさんとあその施設が折半でお金を出しているということがありまして、私は言えるからということで、そうしたら、即、彼は動いていただきまして、賛同してくれたぞということを本当にありがたいことだなと。そして、12日に中央商店街の役員会があるから、そのときに話してみるから、というありがたいご提言がありました。

その後、話してその後のことについては、ちょっとは伺ったんですけど、よかったら松島の町の観光課でも、今、総務課長がお話ししましたので、防災でも、そういう中央商店街の会長さんにそういう意見を伺っていただければいいのかなと。そして、皆さんに、自然災害の恐ろしさを後世に伝えなければならないということでございますので、その辺、商店街を代表する会長さんにお会いしていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 答えまで用意していただいたようでありがとうございます。

J R松島海岸駅からみちのく伊達政宗歴史館の区間につきましては、特に多くの観光客が通行、そして滞在をするため、津波浸水表示が必要であると認識しております。今後、津波浸水表示板を多くの店舗等に設置していただけるよう事業主体である県と調整を図りながら働きかけを行い、伝承サポーター制度の普及促進を図りたいと考えております。

なお、一部の事業者においては、現在、店舗の雰囲気に合わせて独自の津波浸水高表示を行っているところもありますので、各事業者の状況を踏まえながら進めてまいりたいと思います。

それから、この伝承・減災プロジェクトの中には、語り部の裾野を広げ、広く伝承というべ

ーじもございますので、こういった方の掘り起こしといったことも大事なのではないかなと
思っておりましたので研究させていただきます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 中央商店街の会長さん等々とお話をということでありますけれども、お
話はさせていただきます。

ただ、担当から聞くと、やっぱり自分たちでアイデアを出して、その店に合ったもので示し
ているという、せっかく担当がパネルを持ってきたようなので、今見せたほうがいいのか
と思いますけれども、こういったものです。こういったことをやられている方もおられます
ので、数があればいいということでもないと思いますので、その辺を会長と相談しながら進
めさせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） もうこれで終わりますけれども、本当に前向きにご答弁いただきまして
大変ありがとうございます。

これを県からいただいて、いや、これはホームページを検索するとみんな出ていますよと、
そういうことで様式も持ち込みを、これを書きいただければ、県に申請すれば設置され
ると、その前には審査があるということでございます。別に審査といたって難しい問題では
ない、県では喜んで設置をお願いしたいと。特に松島なんです。

きょう、テレビを見ました。私が好きで、火野正平さんのBSの7時45分から、今、岩手県
に行っているんです。山田から宮古に行く途中、御飯を食べていたらレストランのところに
あったんです、掲示板。高いんです。軒先まであるんです。波の高さが違いますから、それ
は。でも、やっぱり松島もこのぐらいあったんだということが大変必要でありますので、ど
うぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 10番色川議員の一般質問が終わりました。

続いて、3番櫻井 靖議員、

登壇の上、質問をお願いいたします。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。よろしく願いいたします。

きょうは3問質問を用意しております。よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに職員の採用の仕組みはということで質問させていただきます。

就職活動シーズン真っ盛りとなり、我が松島町でも職員の募集を行っております。通常、職員採用というものは職員採用統一試験が行われ、そこで合格した者が次の段階の試験に挑んで、晴れて合格ということになるかと思えます。また、松島町では、このシーズン以外でも独自に募集が行われているようです。

近年、6月に統一試験での募集を行っておいて、締め切り直後の7月にもまた募集を行っている例があり、何でそんな短期間に募集を2回もかけなければいけないのかという町民の声がちょっとありましたので取り上げさせてもらっております。

職員採用は、人一人の運命を左右する大きな問題です。松島町は、常に平等に試験を行い採用していると胸を張っていただきたいと思っております。

それで、質問に移らせていただきます。

近年、町独自の期間の募集をなぜ行わなければならなかったのか、その説明をぜひお願いしたいと思います。

また、近年の統一試験と町独自の募集があり、募集人数が何人であって、採用人数が何人なのか、それぞれ教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 大きく採用試験の関係でありますので、担当課長をもって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 本町の採用試験につきましては、地方公務員法17条第4項により実施しております。全て宮城県町村会に委託して行っております市町村職員採用統一試験でございます。町独自の試験は行っておりません。

試験時期が異なる理由につきましては、試験区分により試験日が複数に定められていることによるものでございます。原則として例年、上級及び中級の区分につきましては、6月に申し込み受け付けを行い、7月下旬が試験日となります。初級の区分につきましては、7月から8月に申し込み受け付けを行い、9月中旬が試験日となっております。

それから、職員採用の実績でございます。26年度採用は6名です。それから、27年度採用は12名ですが、うち3名は27年1月1日に採用しております。それから、28年度採用は10名でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 11月にも募集が行われているみたいなんですけれども、こちらに関して

もどうということになっているのか、職員統一採用試験というのが、多分これも行われていると思うんですけれども、11月に採用募集を行われていた経緯というのもまた教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 11月につきましては、6月の申し込み、それから7月、8月の申し込みで定数に満たなかった場合。それから、その段階で辞退された方がいらっしゃった場合に、11月から募集をかけて1月の末に試験ということはありません。昨年度はそうさせていただきました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 何回か11月の試験というものは行われているみたいで、松島町は人気がないのかなとちょっと心配しております。募集に今は何人合格されたかという人数は出ていたんですけれども、松島町を希望された方というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。そこら辺、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 26年度採用時ですが、トータルで45名です。6名が合格したと、先ほど申し上げたとおりです。それから、27年度採用ですが、トータルで117名です。採用は12名。それから、28年度採用ですが、78名で採用10名ということです。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうふうに、ここ近年では、27年、28年、大変多いという形でありますけれども、それでもやっぱり11月、採用に至らなかったという方があったのでしょうか。ちょっとそこら辺は、採用試験が採用となってから取り消しになったとか、それとももっと募集をしなければならなかったのか、そこら辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 27年度試験、28年度採用について例示してお答えしたいと思うんですが、障害者枠というのがありまして、その合格者がいなかったということです。それから、保育士が足りなかったので保育士の追加をしたと。それから、社会福祉士も最初の試験で受からなかったのもう一度募集したということでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 11月に採用という試験がまた行われたというんですけれども、それで定数は充足されたのでしょうか。それとも、今、まだ足りない状態にあるのでしょうか。そこ

ら辺もお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 11月に試験をしたのではなくて、11月に募集をして1月に試験です。

28年度について申し上げますと、一般会計補正予算のときもお話し申し上げましたが、障害者枠が1人土壇場でキャンセルになったということです。それから、保育士が定数に満たなかったということです。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、またことしもそういう形で募集をかけるということですね。わかりました。

私は、松島が好きな方、松島を愛している方に職員になってもらいたいと思っております。今、パソコン、スマホの時代ですから、ぜひホームページなんかで、ちょっと採用の時期とかという部分なのはちょっとわからない方も、もしかすると勘違いされている方もいるので、年間を通じて松島町では職員を募集しています、何月くらいにこういう募集をします、そのころにもう一度見てください、みたいなのを年間を通じてそういうページがあればなおさら親切なのかなと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 私は12月に来まして、職員募集というのは初めて対応させていただいたわけですが、塩釜の消防事務組合の募集の状況を見させていただきましたら、募集の要項については7月にホームページにアップしますと書いてあるんです。うちはそういった対応はしていませんので、こういった方法もあるのだなというのがわかりましたので勉強させていただきました。こういったこともやってみたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、よろしくをお願いいたします。

次に、採用年月日の話なんですけれども、採用日は、通年、新年度からだと思います。1月1日付で採用された方が27年は3人ほどおられたみたいなんです、なぜそうなったのか、もう一度説明していただければと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 1月1日付の採用につきましては、27年4月1日付採用予定者を27年1月1日付で採用した経緯がありました。27年3月定例会でも同様のご質問があり答弁し

たところでありますが、この採用に当たっては、休職者や年度途中の退職者などを考慮したもので、3名を採用いたしました。

また、採用に当たり、市町村職員採用統一試験委託先の宮城県町村会に確認し、職員の採用日については各町村の判断とされており、平成27年度新規採用内定者12名全員に電話で確認し、そのうち3名から承諾を得て、26年度途中採用に至ったものでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そのときに承諾したのは3名だけだったという認識でよろしいんですね。それ以外、全員に声をかけたんだけど、それ以外の9名の方に関してはやっぱり4月1日からお願いしたいということだったんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりでございます。昨年度中にうちの職員も1人やめまして、仙台市に行っておりますが、この職員も1月1日に仙台市の職員になっています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） わかりました。

通常、募集要項のところに4月1日という形で明記されていたんだと思います。ですので、1月1日の採用だったら応募しなかったという人が、確率は非常に少ないかもしれませんが、ゼロではなかったのではないかと。もう、それはゼロと言い切れないものではないのかと思います。できるならば、その期間、1月1日から3月31日まででしょうか、そういう期間の対応については、臨時職員とかなんかという形で採用してもらおうという形もあったのではないかと思います。そこら辺、ちょっともう一度、認識をよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） その蓋然性はかなり低いと思います。

ですが、私どもでこの3名を採用するに至ったのは、休職者、年度途中の退職者という本当に通常では考えられないイレギュラーな話だったものですから、こういう策をとらせていただいたということでございます。なるべくこういうことはないようにしたいとは思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 非常に少なくともゼロではないのですから、そこら辺は慎重にやっていたければなと思います。そういうので突っ込まれるということはないかもしれませんけれ

ども、ゼロではないということをぜひ認識していただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、職員の年齢構成に今までのばらつきがあるように思います。また、職員数においても少し多いのではないかという認識を私は持っております。多様な働き方が求められる時代であり、働き方を工夫した臨時職員の採用も考えられるのではないかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 職員数につきましては、28年4月1日の正規職員数でございますが176人、臨時職員数は150人となっております。

正規職員の年齢構成でございますが、20代が39人、22.2%です。30代が48人、27.3%です。40代が49人、27.8%です。50代が40人、22.7%となっております。比較的均等分とされているのではないかと感じております。

それから、県内町村における人口1万人当たりの職員数を算出し、比較しました。宮城県には22の町村があるわけでございますが、松島町は10番目でございますが決して多くはありません。しかしながら、現在、震災復興事業等に取り組んでいるところであり、職員数が震災前と比べると増加傾向にはあります。近い将来、臨時職員も含め、職員数の見直しや組織改編が必要であると考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私が議員になりまして、入ってくる方、出ていく方をちょっと見てみると、何となく入ってくる方のほうが多いのかなと、退職される方よりも採用される方のほうが多いのかなという形で思っております。再三、小幡議員さんが多すぎるのではないかということも言っております。私もちょっとそう思っております。

採用なんかを見ますと、先ほど言われたとおり、ことしは12名のはずだったんですか、それが10名採用。そして、去年は12名採用、そして13年なんですけれども18名採用という形で、やっぱり少し出入り数とすれば多いのではないか。30年後、40年後を見据えていきますとどうしても心配になるわけなんですけれども、どのくらい長期スパンでやっぱりそこら辺を見ていただいているのか。先ほど10年単位の比率というのを言っていましたけれども、5年単位とか、そういう部分に関してのばらつきというのではないのでしょうか。今、課長さんたちがいなくなった後、しばらくその層がいなくなるとかということが話題になっております。そういう空白の時代というのがないのかどうか、これを将来つくっていかねばいけなくな

るのではないかという懸念があるんですが、そこら辺はどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 空隙があるとする50代です。50代は、今のところどうしようもありません。20代から40代に関しましては、先ほど申し上げましたように、ほぼ均等に分布されていますので、これが仮に5年スパンにしても3年スパンにしても大同小異ではあると思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ですから、それでは、今の採用です。今は10名以上を大体採用しています。そして、13年が18名という採用になっております。そういう面を見て、30年後、40年後、このままで続けていいのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ずっとこの割合で採用していくということではございません。行政改革集中プランというのが終わってしまったわけですが、そのときに、うちの町は155人まで減らしました。それが176人までふえているということは、これは何が原因かという、やっぱり震災でした。震災を受けたときに、155人の職員ではどうしてもやり切れないということで、ここ数年、少し前よりは多目にとって、そして将来的に採用すべく枠も含めながらとったということを前任者から聞いております。そんな採用の仕方をしておりまして、これがずっと続くというわけではございません。

あとは、定数管理の話もありますが、3月議会でも議員の皆さんからご提案があったように、60定年の職員についてもフルタイムで働けるようにというご提案がありましたので、それについても検討しておりますが、こちら定数の1人と勘定されますので、その辺も含めながら定数管理をやっていきたいと思っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それで、今、10名以上をとっているという中ですが、これからだんだんだんだん採用がもしかすると少なくなっていく。そうすると、多いとき、少ないときというのがあって、またばらつきが、今の50代みたいなことにならないのかという懸念があるんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 50代がゼロなのはとらなかつたんです。採用ゼロだったんです。私

の後がどどっとやめたんです。そういうことは、まず、うちの職員管理上はないと思いますので、そういった空隙があくようなことはないと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、そういう空白の年代がないように採用をお願いしたいと思います。また、今、ワーキングシェアという言葉があります。子育て世代の女性の働く場というので役場の活用というのもあるのではないかと考えております。そういう子育て世代の方で優秀な方も町内にいるかなと思います。そういう方は、正社員ではなく臨時で働けられる場所というのを求めている方も多と思います。そういう仕事の場所としての役場があってもいいと思いますが、そこら辺、ちょっとお考えをよろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ワーキングシェアの話ですが、今、正職員も多くなっていますし、非正規の職員も結構多くはなってきました。これは何かといいますと、やはり震災対応でお手伝いいただいているという方たちです。毎年、優秀なそういった非正規の方が結構入ってこられています。助けていただいております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今の時代だからというのではなく、そういうのが通常化して、ある程度、何卒かそういうものをとれる状況というのはぜひ続けていっていただきたいと思っております。

私がこの質問をしたのは、役場はコネで入る職員がいると勘違いをされている町民の方がいらっしゃるのかなと。でも、そんなデマを払拭してもらうためにも、あえてこの質問をさせていただきました。やはり、役場は風通しのいいものでなければなりません。疑念を抱かれないように、櫻井町長にはぜひ町のかじ取りをやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 正職についても臨職についても、震災からことしで今年5年3カ月ぐらい、来年で震災から6年目、7年目となれば、震災等の関連の職員は派遣の方々もそろそろということになってくるのかなと思います。また、今、臨時職員が多いのは保育所関係で多いんですけれども、ただ、そういったところも今後整理していかなくちゃならないというのは思っています。ですから、正職も臨職もこれからは減らすという方向には行かなくちゃならないと思っております。そうでないと町はもたない。

それから、もう一つは、これは余談になるかもしれませんが、コネとかなんとかじゃなくて、今、ある程度コネを使っているのは1つあります。というのは、松島高等学校の村上校長先生に観光課の卒業生、3年生が1期目の卒業生となりますので、できたら松島町の職員に採用したいねと。ですから、県で行うまずハードルの試験は受かっていただきたい。そうすれば、あとは面接等でお会いして、そこで判断させていただきたい。その第1面越えのハードルにぜひ受かっていただければなということで、松島高等学校の校長先生についてはそういう話はしています。そういったことで、今後、バランスを考えながらやっていきたいと考えています。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も松島高校のそういうことに関してはいいと思います。ただ、こういう場で明言していただいて内々であの人と特定するのではなく、そういうことでやっていて、公明正大にちゃんとお話ししていただけるのであったら、ぜひやっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

この質問はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

次に、ごみ集積所をきれいにについて質問いたします。

「松島をきれいに」というのは、町民誰しもの願いであります。特にゴミ集積所に関するさまざまな問題は、町民の気になるところでもあります。汚い、臭いとされているごみに関しては、100人いれば100通りの考え方、解釈があるようで、ささいなことが原因でトラブルが起きます。

また、そのことで区長さん、行政委員さん、ごみ集積所の近所に住まわれている方などに大変ご迷惑をかけているのが現状のようでございます。

他の地区の車が来てごみを捨てていく、まだルールを守って捨てていってくれるのならばいいんですが、普段処理できないようなものが捨てていかれたり、収集日以外に生ごみをかごの外に置かれてカラスなどにつつかれて散乱していることがあるようです。

いま一度、町民がみんなでごみの捨て方について考え、町を挙げてごみ集積所をきれいに保つための運動をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） これは担当課長から答弁させたいと思います。今日は何か出番が多いようですけれども、総務課長からお願いします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ごみ集積所の巡回や監視及び分別収集の指導、清掃につきましては、各行政区ごとに公衆衛生組合や環境美化推進委員会委員が行ったり、地区住民が輪番制で行ったりと、それぞれ地域の実情に応じた活動によって清潔な状態が保たれております。地区外の方の無断利用や収集日以外のごみ出し、収集できないごみの放置防止などルールを徹底するため、本年度において環境美化推進委員にパトロールの強化を依頼しております。

また、ごみの捨て方や分別の仕方が複雑化していることから、当初予算に計上してありました1市3町共通のごみ分別事典を全戸配付し、ルールの周知徹底を図り、集積所の健全な環境保持をしてみたいと考えております。

さらに、町全体の運動としては、春のごみゼロ運動、これは5月30日から6月5日までの間に行っていただいております。秋の一斉清掃、これは9月24日から10月1日までの間に行っていただいております。これらを展開し、町民の皆様にご地域の清掃活動に取り組んでいただいております。

町といたしましては、既存の運動の内容充実を図ることで、環境美化や不法投棄防止対策への意識の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 特に町場とかなんかなんですけれども、ごみ集積所が汚くされているとか本当にごみがあふれているという状態を目にしております。ぜひ、役場の方も見ていただいて、現状を把握していただきたいと思います。

また、本当に役場と住民が一体になってこの問題を解決していかなければ、なかなか根の深い問題なのかなと思っております。こういうのは評価という押さえつけだけでもいけないのかなと思っております。ごみの問題は、特にお願いし続け、良心に訴えていかなければ解決できないのかなと。ただ見回りの強化だけでは、どうしてもそれに反発する人は出てくるのではないかなと思っております。

こういうことで現状がこうなんですということを写真入りで広報なんかでお伝えし、そういう現場をお知らせするのもまた1つの手かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 環境美化の観点からは非常に有意義なご意見かなと思います。それらも含めまして、今後の環境対策というものを検討する材料にさせていただければありがたいと思います。

ほかにも、今回、ごみ分別事典ということで配らせていただきますが、この辺にも、これは

もうほぼ原稿ができ上がっておりますので改訂は余りできないんですが、やれることがあれば進めていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 不思議なもので集積所が汚ければいろいろなごみが寄ってくるというものでございます。きれいに保たれていれば、そういうのが少なくなっているという実例もあるようです。

そこで、ある町民の提案なのですが、集積所美化コンクールを行ってはどうか。優秀な団体には表彰したり広報で紹介するなどの試みをしてはどうかというご意見が寄せられています。きれいにしていこうという励みにもなると思いますので、ぜひそういう美化コンクールというものの開催ができないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 結論から申しますと、今はその考えはございません。先ほど、1回目にお答え申し上げましたように、既存の運動の内容の充実を図るということを考えておりますので、コンクールだとかコンテストだとかというところまでは考えていないということです。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 何かそういう機会がありましたら、10年に一遍でも何かそういう機会がありましたら検討のテーブルにでも乗せていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

話は反対の方向に行くのですけれども、地域によっては自分の地区のごみ集積所以外の集積所のほうが便利という場合があります。住民間でトラブルがあるようなケースがあるようでございます。行政区などできっちりと分けることではなく、必要に応じて、地域によっては柔軟な対応があってもいいのではないかなと思うんですが、町としての見解をぜひお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ごみ集積所の利用に対する柔軟な対応ということでございますが、ごみ集積所は各地区の負担によって設置され維持管理が行われております。そのために、地区外の住民がごみ集積所に無断でごみを捨てた場合にトラブルになった事例があると聞いております。

町としては、多少不便でも原則、居住地区内にある集積所を利用していただくことで問題発

生の防止やごみ出しのルール遵守が図られると考えております。ただし、あくまで地区の判断になりますので、地区同士での合意が得られ、決まりごとが守られると判断された場合には、居住地区外の集積所を利用していることもあります。実は、私はこれでごみを処分させていただいております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 地区同士の話し合いというのが大切なのかなと思っております。こういうことで町の見解というのが示されないと、なかなか住民間のトラブルというのがあると思います。今回、地区は地区でちゃんと投げてくださいということが示されたということで、今後、こういう問題が起こらないためにもQ&Aというか、こういうときにはこういう判断ですよという町の見解をちょっと載せておくスペースがあると、住民としては、ここに載っているんだからこうだねということでトラブル防止につながると思うんですが、ぜひQ&Aというのはホームページないし何か小雑誌みたいなもので、ちょっとしたトラブルの解決策にもなると思うのでつくってもらえないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ごみ集積所の利用に関するQ&Aについては、つくらなければならぬとは思っておりましたので、その中にそういった地区の話を入れることで検討していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも、よろしくお願いいたします。

それで、ちょっといろいろ話しましたがけれども、今度は発想の転換でございます。そういう他の地区からごみが出るとかということで、地域間でいろいろトラブルがあるという現状はいろいろなところで起きていると思います。

そこで、重いごみを手で持っていくのが大変つらいと、それで車を利用するのだったら楽なんだけど、ということがよく言われます。ですので、これはちょっと半分夢物語かもしれませんが、ドライブスルー型のごみ集積所というのがあってもいいのではないのかと。車で行きやすいところに投げられれば、そういう人はすごく便利になるのではないかとすごく思っているわけでございます。

そうすると、不法投棄というのがかえってなくなるのではないかと。あえて、そういう場所をつくってもおもしろいのではないかとという発想があるのですけれども、そこら辺も検討のテーブルにちょっと乗せていただいて、何かの際に検討していただくということにはできないも

のか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） どこまでドライブスルーということで定義づけされているのか難しいんですけども、車で集積所まで行って車から降ろす、今でもやっている地区はたくさんあると思います。私は、多分、窓からポイっと投げることをやったらどうだと言っているのかなと思ったんですが、それではないんですよ。今でもやっているところがありますので、それは特にどうという話ではないんですが、ただ物理的に車で持って行って、ちょっととめておいて物を降ろすことができないところも中にはあるのだということなんだと思いますが、ただ、ドライブスルー型のごみ集積所が全部というのはちょっと難しいかなと。やはり、どうしてもポイ捨て感覚が浸透してしまうのが怖いということでございまして、分別収集の徹底だとか減量化、再利用化に反していく可能性も出てくるということで、ドライブスルー型の集積所というのは困難と思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと説明の仕方が悪かったようで済みません。言っているのは、地区外の方がそういう部分で今問題になっていると先ほど言っていました。そういう部分でどうしても車のとめやすい場所にはごみが集まるということでございます。そこで、ごみが今現在あふれている状況があるということでございます。

ですから、そういうのをなくすために、あえてちゃんと広い場所で便利なところにそういうものをつくれれば、その地域の負担が少なくもなるのではないかという発想でございます。そういうことで考えてはいただけないかということなんですが、いかがなものでございましょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 一カ所一カ所のご事情がございまして、これを即座に、じゃあ全部ドライブスルーできるようにしますねとは言えません。やっぱり、ご事情があつてその場所が決まって、ずっと運営されている。あとは、これからはきれいに使っていただく、車で持ってきて、はい来たと投げていくようなことはしていただかないと、該当地区外の方がそういうことはしないようにして、皆さんで監視していただく。これもコミュニティーの1つだと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） また、ちょっと言葉足らずだったのかなと思うんですが、そういうもの

が町に1カ所、2カ所あればいいかなと、全部をそうしろというわけではないので、そういう便利な場所が、ここどうぞ、どこの地区の方でも投げてもいいですよという場所が1つ公共的にあれば、そしてそこをきれいに保てればなおさらいいのかなという発想でございます。

それ以上、お話の回答は求めませんので、そういうことが何かのときに上がりましたら、ぜひ検討のテーブルに上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それで、この問題につきましては終わらせていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員、ここで若干の休憩に入りたいと思います、3問目に入る前に、再開を2時10分にしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

午後1時57分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。櫻井議員、続けてください。

○3番（櫻井 靖君） それでは、3番目の質問です。

「松島ファンクラブ」の会員をふやそうであります。

数年前より、松島ファンクラブが発足し、松島のファンをつくろうという試みがなされてきました。会員になれば観光施設、商店の特典が受けられるということになっております。

今までは、1,000円の会費をいただいていたのですが、今年度からは会費は無料。会員になるハードルがぐっと下がったのではないのでしょうか。

松島は、世界で最も美しい湾クラブに加盟し、都市景観大賞をいただき、今回は日本遺産にも選ばれました。しかし、これらの冠を支える民力がなければ、それは名前だけ、形だけになってしまうのではないのでしょうか。

今こそ、町内外に松島のファンを多くつくる時だと思います。町民に対して今さらファンクラブの会員と思われるかもしれませんが、会員登録を年1回することで、松島を愛しているという自覚が生まれ、町民にとっても観光施設、商店の特典が受けられるということは利益還元につながるのではないのでしょうか。

ぜひ、町民にも松島ファンクラブの会員になってもらうようなアピールをし、そして積極的に町内外のイベントでも会員を募る試みをしてはどうでしょうか。

また、協賛してくれている観光施設、商店をさらに募り、さまざまな特典がふえれば、もっと町全体が盛り上がるのではないかと思います、どうでしょうか。伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ファンクラブ等の議員のご質問につきまして、松島ファンクラブを活用した松島への国内外からの観光客の来訪を促進する取り組みについてというものでありますので、内容等につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島ファンクラブ事業につきましてでございます。

平成22年度よりスタートした事業でございます。ことしで7年目を迎え、開始以降、会員数の増減はございますが、毎年300人前後の皆様に参加いただいております。平成28年度からは松島ファンクラブにさらに入会しやすくなるようにと予算編成時に考えまして、年会費1,000円を無料とさせていただきました。

周知につきましては、「広報まつしま4月号」に、松島ファンクラブ会員募集を掲載し、会費が無料になったことなどをアピールさせていただき、6月現在、今現在での加入者数は269人となっております。そのうち112人が4年以上継続していただいている状況でございます。このように長く松島を好きで松島ファンクラブに参加していただいている方々につきましては、引き続き参加していただけるように、また、今回、日本遺産登録等に伴い、新たに松島へ行ってみようと思われている方々が新たに松島ファンクラブへ参加していただけるような取り組みについて、工夫しながら進めてまいりたいと思っております。

なお、質問の中にごございます町内外のイベントでも会員を募る試みをしてはいかがかということにつきましては、実際、5月22日の日曜日でございますが、その日に行われました東北大学国際祭りに参加しました。これは議員からお誘いを受け、一緒に参加したイベントでございます。議員より、松島ファンクラブ募集をこのイベントの中で行ってはどうかというアイデアをいただき、実施したところでございます。その結果、イベント中に募集のPRを行い、結果、65人の方々に新規で参加していただきました。うち42人が海外からの留学生に参加していただいたという状況でございます。

このような結果から、イベントで松島ファンクラブ募集を行うことはとても効果的であると実感いたしました。ほかのイベントにつきましても、全てではございませんが、松島ファンクラブ募集を行っていきたいと考えています。

なお、一度、4月の広報には掲載させていただきましたが、引き続き、広報誌にても募集を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 昨年までは年会費1,000円だったと、私は反対に、最初に1,000円が無料

になったというのを聞いて、これはいずれ廃止するのかなと反対に勘ぐった部分というのがあったんですが、発想を変えれば、かえって入りやすくなったんだと、もっともっと募集しやすくなったんだなということがありまして、私はうちの両親にも言って、ぜひこれはお得だから入れということで、家族3人入らせていただいております。

ここでこの声を聞いている人たちにも、ぜひもう本当に入っていただきたいと思います。1,000円かからない、無料で入れて、それで特典ができる。こんなにいいことはないと思うわけですから、職員の方、議員の方、ぜひファンクラブに入って松島を盛り上げていただければなと思っております。

先ほども課長が言いましたが、先日、東北大で国際祭りというのがありまして、国際交流協会の人たちと観光課の方々と一緒に行ってまいりました。そこで外国人の方にアピールをしてきたわけなんです、その中で42名外国人に入っていたという実績は本当にいいことだと思います。

その中でも、日本人の方々でもそこで入っていた、仙台に住んでいる方々も入っていたということもございます。それで、いろいろ反応を聞いたところ、しばらくぶりに松島に行ってみようかなとか、たまには松島行ってみようかなという反応がすごくあったのがすごくうれしかったです。

ですから、本当に仙台なんかのイベントで、こういう直接松島に来る機会を与えるカードの発行というのはすごく有効であるなということも私も実感しております。町内に住んでいる人でも、そういうふうにぜひ入っていただいて、観瀾亭、福浦橋、最近行ったことないけれども、たまには行ってみようかなというきっかけづくりになるのではないかなと。そして、少しでも人が集まれば、それだけ松島も盛り上がっていくのではないかと、少しでもお金が落ちっていくのではないかなということもございます。

ですので、イベントの際も募集というのがありますけれども、役場だけでいえば募集を行っているという状況でもございますが、それを観瀾亭やベイランドでも手続ができるような状態というのがあってもいいのではないかと。特に、継続会員の方に関しては、そういう形で、切れているのがわからなくて提示された際には、ぜひ新しく発行するので継続してくださいということも言えるのではないかと思うので、ぜひ観瀾亭、ベイランドでも手続ができないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） ファンクラブにつきましては、一度登録していただきますと、

継続していただいている方は同じ番号を付与して使っていただいているということがございます。ですので、新しくふえていった方は新規番号をずっと持って続けられるというのかなと。その番号の管理さえ整合性がとれば、観瀾亭、カフェベイランドでも受け付けられるような対応をちょっと検討してみたいなと考えています。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） あと、それから協賛してくれる団体、商店、施設などももっともつとふやして、特典の価値を高めていくという活動もやっていったほうがいいのではないかなと思っております。松島の海岸地区ではなく高城の商店街というのもなくはないのかなと、そういうのが提示されれば、そういう売り上げ向上とかなんかという部分にもつながるのではないかなというのがありますけれども、もっとそういう町からも声かけをしてファンクラブにそういう形で協力していただけないかということも進めていっていただきたいと思いますと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） ただいま、ファンクラブに協賛していただいている事業所数が26事業所ございます。この中に海岸エリア、ほかにもまず高城地区の事業所も入っておりますし、また幡谷地区の事業所も入っているところでございます。

ただ、協賛いただける事業所様の更新が年度末に、来年度も引き続き継続されますかという意思確認を行わせていただいております。また、その際に新規の事業所、もちろん新しく立った事業所も私どもがこういう事業をやっておりますので参加いただけないでしょうかという投げかけも行っておりますので、それも引き続き行いながら、ふやすような努力、協賛していく施設がふえるような努力に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともよろしく願いいたします。

ちょっと最後に余談的に書いているんですが、活用のアイデアとしてということで書かせていただいております。デジタル会員証の発行ということなんですが、これはせっかく会員になって会員証を持っていても結構携帯していないということが多いと思うんです。ですので、今はスマホの時代ですので、スマホで表示されるようなことがあったら大変便利なのかなと。また、会員登録がパソコン、スマホなんかでできれば、なおさらもっといいのではないかなということがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） デジタル会員証の発行についてでございます。これはスマホ等で見せればカードが紛失しても本当困らないような形で対応できるのかなと思って、こちらの質問を見ておりました。

会員に登録されております約半数の方々が、実際、メールアドレスの登録までを行っていない状況になっています。そうしますと、デジタル会員証の必要性がどうなのかなという検討を今度してみたいなと思っています。どうしたら検討できるかということについては、実際、会員証を持っていれば観瀾亭、福浦橋、私の町の施設であれば無料でまいりますので、その際にアンケートなどとして、どれぐらいの割合でこれが必要とされているか、そういった検証を行って取り組みを実施してみたいなと思っております。

また、松島ファンクラブの加入者増につながるために、申し込みしやすいようにという環境づくりが大切かなとずっと思っておりました。町のホームページからホームを作成してそこに入力するだけで登録が出来るようにと、それは今現在、整備できるように進めてきたところでございます。可能であれば、7月から開始したいと考えております。

ただし、この取り組みなんですけれども、インバウンドの取り組みにつながるようにということで、国際交流員のロジャーがつくっております英語版フェイスブックページ「Visit Matsushima」にも掲載できるように今準備しているところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうことで、スマホ、パソコン時代ですのでそういう対応もぜひやっていただければと思います。

先ほど、会員がそんなに対応していないということはあるんですけれども、これからなられる会員ということも考えられると思いますので、そういう部分でデジタルになれている世代へのアピールということで少し深く考えていただければなおさらいいのかなと思いますし、またインバウンド対策ということで、外国人に対してのそういうページで紹介するとか、また外国語での申し込みというのもできるような形で進めていただければなおさらいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、小さい項目の2つ目なんですけど、ふるさと納税された方にゴールド会員証を送ってはいかがということでございます。

現在、この間のふるさと納税のところでは申込書のところに会員になりますか、なりませんかというチェック項目が確かにございました。今度、これが無料になるということですので、ふるさと納税の方には普通の会員証ではなく、ゴールド会員証みたいな形でちょっと特別な

ものがあつたらよいのではないか。そうすると、もう少しおもてなしの心につながるのではないか。特典を少し割り増しして、例えば、観瀾亭では和菓子1つサービスしますよとか、ベイランドでケーキサービスしますよ、みたいなちょっとお得感があるサービスというのが考えられると思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 議員が今おっしゃいましたとおり、ふるさと納税をしていただいた方につきましては、希望者についてファンクラブに加入していただいております。実際、これを開始したのは平成25年度からでございます。会員の登録につきましては、現在、3人の方に入会いただいているところでございますが、松島ファンクラブにおいては、特典は、実際は今までどおりのサービスとしていきたいと考えておりました。これはふるさと納税の特典の上乗せにならないようにというところを留意して考えているところでございました。

ただ、今、議員よりちょっと私にこの質問をいただいたときに、もう少し華やかな特典というイメージをしていました。今、お話しいただいたような和菓子を1つプラスといったことについては少し考えたいなと思っております。新年度に向けて考えたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

小さい項目の3番目ですが、松島をきれいにする日というのをつくって、会員が清掃活動を行ってはどうかと。先ほど赤間議員さんが言われたように、町一斉に松島をきれいにしたらいかがかということがございます。それとも同じような形ではあるんですが、松島をきれいにするというのは誰しもの願いでございますので、それを反対にイベント化してしまって、そういう松島をきれいにする日と銘打って、会員相互が清掃活動を行い、また終わった後に豚汁でも振る舞ったら、なおさら会員相互の親睦にもつながり、きずなが生まれるのではないかなということでございます。

松島を好きな人たちがきずなを強めることは、日本三景、世界で最も美しい湾クラブ、都市景観大賞、日本遺産の町として誇りを持ってもらえることにつながるのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島湾に松島をきれいにする日をつくって、そういった清掃活動のイベントを行って、それをきっかけに松島に来ていただく等の取り組み、本当に仕掛け

として非常に効果的だなど、この質問をいただいたときに見ておりました。観光のイベントというよりは清掃の一環という意味合いも含めてのご質問だったかと思います。

さかのぼって27年度まではファンクラブの集いは実際行ってまいりました。平成28年度より会費を無料としたことで、こういったファンクラブの集いのようなイベントを終了した経緯がございます。終了した経緯の一因というのが、もちろん県外の方もたくさんいられる中で来ていただくのは大変難しいんですけれども、登録数300人ぐらいの中で参加いただいたのがやっぱり30名弱といった少なさもちょっと比例しまして考えたところがございます。

観光の1年間のイベントにおいて、ファンクラブの会員様を取り上げてどんなイベントが実施できるかという検討を行いまして、新年度に向けて、今回いただいたアイデアを生かしながらいろいろな展開に取り組んでいければなと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島をきれいにする日というのは、しろというわけではなく、会員が1,000人、2,000人、3,000人と上がったときに、そういうのが実施できればいいのかなということでもございますので、ぜひそのときには検討していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

これ以外にでも、松島ファンクラブということでもいろいろ発想していけば、いろいろなアイデアというのが生まれていくのかなと思っております。1人でも多く松島に来ていただき、その人たちをもてなすことで、その人がまた他の人を連れて遊びに来てくれ、松島を愛してくれる人を1人でも多くつくっていかうという試みはぜひ大切だと思います。そのきっかけづくりに松島ファンクラブをぜひ活用していただければなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それで質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は15日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。

延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時28分 延 会